



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月30日金曜日 第2355号

◇ 目 次 ◇ 規 則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則..... 252

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 253

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... 254

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則..... 257

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則..... 272

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則..... 277

愛媛県立立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... 296

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則..... 298

愛媛県農林水産研究所使用規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則..... 305

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則..... 306

告 示

清純な施設環境を保持しなければならない施設の廃止..... 310

道路の区域変更（一般国道319号）..... 310

道路の区域変更（一般国道319号）..... 311

道路の供用開始（ " ）..... 311

訓 令

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令..... 312

愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部を改正する訓令..... 312

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則..... 313

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 313

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則..... 314

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則... 316

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則... 316

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則... 321

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則..... 323

人事委員会公告

平成24年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 323

平成24年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 327

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... 330

正 誤

平成23年10月18日付け第2311号愛媛県告示第1210号（道路の区域変更（一般国道378号））中..... 330

平成23年10月18日付け第2311号愛媛県告示第1211号（道路の供用開始（一般国道378号））中..... 330

規 則

○愛媛県規則第18号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

愛媛県知事 中村時広

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>徴収基準額表</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 この表のD₁階層からD₁₉階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>徴収基準額表</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 この表のD₁階層からD₁₉階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定</p>

生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「取扱通知」という。)の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)~(3) 省略

3~8 省略

別表第2(第3条関係)

徴収基準額表

省略

注1 省略

2 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに取扱通知の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)~(3) 省略

3~7 省略

_____によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)~(3) 省略

3~8 省略

別表第2(第3条関係)

徴収基準額表

省略

注1 省略

2 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定_____によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)~(3) 省略

3~7 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成24年1月分以後の徴収額について適用し、平成23年12月分以前の徴収額については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第19号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

愛媛県知事 中村時広

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和24年愛媛県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第1項の墓地の新設は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、これを許可しない。</p> <p>(1) 使用者の増加又は区画整理等のため、従来の墓地が著しく狭あいとなり、<u>町等</u>公共団体が共同墓地として願出するとき。</p> <p>(2) <u>町等</u>公共団体の管理に属する共同墓地の新設が不可能であつて、事情やむを得ないと認められ、かつ、寺院又は教会より願出するとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>公共事業の実施に伴い墳墓を移転することが必要な場合において、当該墳墓又はこれに代わる新たな墳墓を設置するため必要があると認められるとき。</u></p> <p>第2条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を_____知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) 省略</p>	<p>第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第1項の墓地の新設は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、これを許可しない。</p> <p>(1) 使用者の増加又は区画整理等のため、従来の墓地が著しく狭あいとなり、<u>市町等</u>公共団体が共同墓地として願出するとき。</p> <p>(2) <u>市町等</u>公共団体の管理に属する共同墓地の新設が不可能であつて、事情やむを得ないと認められ、かつ、寺院又は教会より願出するとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>第2条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号_____を記載した申請書正副2通を、その墓地、納骨堂又は火葬場を管轄する保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) 省略</p>

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1)～(3) 省略
- (4) 町経営 であるときは、その町議会 の議決書の謄本
- (5) 省略

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1)～(3) 省略
- (4) 市町経営 であるときは、その市町議会 の議決書の謄本
- (5) 省略

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1～13 省略					1～13 省略				
14 放射 能測定	ア ガンマ線核種分析 (3核種以内)	検査 に必 要な 量	1 検体	18,000円					
	(ア) 灰化を要しない もの（液体試料を 除く。）			15,000円					
	(イ) 灰化を要しない もの（液体試料に 限る。）	同							
	イ アの項試験項目の 欄に掲げるガンマ線 核種分析に合わせて 行うガンマ線核種分 析	同	1 核種	3,000円					
15 省略					14 省略				
16 排泄 物、分 泌物及 び浸出 物	ア 省略				15 排泄 物、分 泌物及 び浸出 物	ア 省略			
	イ 細菌培養同定検査	同	同	1,280円		イ 細菌培養同定検査	同	同	1,120円
	(ア) 口腔、気道又は 呼吸器からの検体			1,280円		(ア) 口腔、気道又は 呼吸器からの検体			1,120円
	(イ) 消化管からの検 体			1,120円		(イ) 消化管からの検 体			960円
	(ウ) その他の部位か らの検体	同		(ウ) その他の部位か らの検体		同			
	ウ 簡易培養	省略				ウ 簡易培養検査	省略		
エ 省略				エ 省略					
オ 抗酸菌検査				オ 抗酸菌検査					
(ア) 分離検査				(ア) 分離検査					

	<p>a <u>抗酸菌分離培養（液体培地法）</u></p> <p>b <u>抗酸菌分離培養（それ以外のもの）</u></p> <p>(イ) <u>抗酸菌同定</u></p>	同	同	1,840円		<p>a <u>抗酸菌分離培養検査 1</u></p> <p>b <u>同 2</u></p> <p>(イ) <u>同定検査</u></p>	同	同	1,600円		1,440円	2,320円	
	<p>カ <u>薬剤感受性検査</u></p> <p>(ア) <u>抗酸菌</u></p> <p>(イ) <u>一般細菌</u></p>	同	同	3,040円	1検体	1,360円	1菌種	1,760円	2菌種	2,240円	3菌種以上		
	<p>キ <u>微生物核酸同定検査</u></p> <p>(ア) <u>淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出</u></p> <p>(イ) <u>抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出</u></p> <p>(ウ) <u>マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセラー（MAC）核酸検出</u></p> <p>(エ) <u>ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出</u></p>	省略	省略		1検体	3,360円							
	<p>ク <u>微生物同定検査</u></p> <p>(ア) <u>大腸菌ペロトキシン定性</u></p> <p>(イ) <u>大腸菌血清型別</u></p>	省略	省略										
17 血清等 （梅毒反応及びその他の血清反応）	<p>ア <u>梅毒脂質抗原使用検査</u></p> <p>(ア) <u>梅毒血清反応（STS）定性</u></p> <p>(イ) <u>梅毒血清反応（STS）</u></p>	省略	省略										
	<p>イ <u>TPHA反応</u></p> <p>(ア) <u>梅毒トレポネーマ抗体定性</u></p> <p>(イ) <u>梅毒トレポネーマ抗体定量</u></p>	省略	省略										
	<p>ウ <u>レプトスピラ抗体</u></p>	省略											
	<p>エ <u>Weil-Fel</u></p>	省略											
	<p>カ <u>薬剤感受性検査</u></p> <p>(ア) <u>抗酸菌</u></p> <p>(イ) <u>一般細菌</u></p>	同	同	2,400円	1検体	1,120円	1菌種	1,440円	2菌種	1,840円	3菌種以上		
	<p>キ <u>微生物核酸同定検査</u></p> <p>(ア) <u>淋菌、クラミジア、アトラコマチス</u></p> <p>(イ) <u>結核菌、抗酸菌群</u></p> <p>(ウ) <u>マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー</u></p> <p>(エ) <u>ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査</u></p>	省略	省略		1検体	3,440円							
	<p>ク <u>微生物同定検査</u></p> <p>(ア) <u>大腸菌ペロトキシン検出検査等</u></p> <p>(イ) <u>大腸菌抗原同定検査</u></p>	省略	省略										
16 血清等 （梅毒反応及びその他の血清反応）	<p>ア <u>梅毒脂質抗原使用検査</u></p> <p>(ア) <u>定性法</u></p> <p>(イ) <u>定量法</u></p>	省略	省略										
	<p>イ <u>TPHA反応</u></p> <p>(ア) <u>定性法</u></p> <p>(イ) <u>定量法</u></p>	省略	省略										
	<p>ウ <u>レプトスピラ抗体価測定</u></p>	省略											
	<p>エ <u>ワイルフェリック</u></p>	省略											

18 臨床病理	血液	i x 反応				
		オ トキソプラズマ抗体定性		1 検体	200円	
		省略				
		末梢血液像 (鏡検法)		同	200円	
		ヘモグロビン A 1 C		同	390円	
		省略				
		C o o m b s 試験	省略			
		総ビリルビン、アルブミン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、アルカリホスファターゼ、尿酸、コリンエステラーゼ、G T P、中性脂肪、無機成分等	省略			
		省略				
		H D L コレステロール、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (A S T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (A L T)、無機リン及びリン酸	省略			
		省略				
		尿	省略			
			沈渣 (鏡検法)		同	210円
			省略			
省略						
省略						
糞便	省略					
	省略					
19 ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略					
	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量)		1 抗原又は 1 型	630円		
	H T L V I 抗体定性	省略				
	H T L V I 抗体 (ウエスタンブロット法)		同	3,520円		
	H I V 1 抗体	省略				
	H I V 1、2 抗体定性		1 検体 1 項目	1,010円		
17 臨床病理	血液	ス反応				
		オ トキソプラズマ抗体価測定		1 検体	210円	
		省略				
		血液像		同	140円	
		ヘモグロビン A 1 C		同	400円	
		省略				
		クームス試験	省略			
		総ビリルビン、アルブミン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、アルカリホスファターゼ、尿酸、コリンエステラーゼ、G T P、中性脂肪、無機成分等	省略			
		省略				
		H D L コレステロール、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (A S T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (A L T)、P 及び H P O ₄	省略			
尿	省略					
	沈渣鏡検		同	200円		
	省略					
	ポルフィリン定性等		1 検体 1 項目	80円		
	省略					
糞便	潜血反応		同	70円		
	省略					
18 ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略					
	ウイルス抗体価測定		1 抗原又は 1 型	640円		
	H T L V 1 抗体 (P A 法) 等	省略				
	H T L V 1 抗体価 (ウエスタンブロット法)		同	3,600円		
	H I V 1 抗体 (E I A 法、 P A 法)	省略				
	H I V 1、2 抗体 (E I A 法、 P A 法、免疫クロマト法)		1 検体 1 項目	1,040円		

	単純ヘルペスウイルス 抗原定性	省略		
	H I V 1 抗体 (ウエ スタンプロット法)	省略		
	H I V 2 抗体 (ウエ スタンプロット法)	省略		
	H B s 抗原定性・半定 量	省略		
	H B s 抗体定性	省略		
	H C V 抗体定性・定量	省略		
	H C V 核酸検出	省略		
	S A R S コロナウイル ス核酸検出	省略		
20	省略			
21	免疫 学的検 査(脳 死及び 心停止 後の臓 器提供 者検査 以外の もの)	省略		
	リンパ球刺激試験(L S T)	省略		
	省略			
	結核菌特異的インター フェロン - 産生能		同	5,040円
	省略			
22	病理 学的検 査	染色体検査	1 検体	21,840円
		同(分染法)	同	25,040円
		省略		
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	採取	採血(静脈)	1 検体	120円
		省略		
27	省略			

	単純ヘルペスウイルス 特異抗原	省略		
	H I V 1 抗体価(ウ エスタンプロット法)	省略		
	H I V 2 抗体価(ウ エスタンプロット法)	省略		
	B 型肝炎関連抗原抗体 検査 (H B s 抗原)	省略		
	同 (H B s 抗体)	省略		
	H C V 抗体価精密測定	省略		
	H C V 核酸同定検査	省略		
	S A R S コロナウイル ス核酸増幅検査	省略		
19	省略			
20	免疫 学的検 査(脳 死及び 心停止 後の臓 器提供 者検査 以外の もの)	省略		
	リンパ球幼若化検査	省略		
	省略			
	結核菌特異 ^{たん} 蛋白刺激性 遊離インターフェロン 測定		同	4,800円
	省略			
21	病理 学的検 査	染色体検査	1 検体	20,800円
		同(分染法)	同	24,000円
		省略		
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	採取	採血(静脈)	1 検体	100円
		省略		
26	省略			

附 則

- この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第21号

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1) <u>法第21条の5の10の規定による市町が行う通所給付決定に係る業務に関する協力及び援助に関すること。</u></p> <p>(1)の2 <u>法第24条の3第1項の規定による入所給付決定（法第24条の2第2項の規定による障害児入所給付費の額の決定（法第24条の5の規定による認定を含む。）、法第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第25条の9の規定による負担上限月額等の通知を含む。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第24条の4第1項の規定による入所給付決定の取消し（同条第2項の規定による入所受給者証の返還の受理を含む。）に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(3)の2 <u>法第24条の24第1項の規定による入所者が満20歳に達するまでの障害児入所給付費等の支給の決定に関すること。</u></p> <p>(4)～(12)の2 省略</p> <p>(13)及び(14) 削除</p> <p>(15)～(22) 省略</p> <p>(23) 第8条の5の規定による障害児入所医療受給者証の交付に関すること。</p> <p>(24)～(27) 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 <u>法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関すること（法第21条の5の24の規定による公示を除く。）。</u></p> <p>(1)の3 <u>法第21条の5の15第2項第10号（法第24条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。</u></p> <p>(1)の4 <u>法第21条の5の16第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新に関すること。</u></p> <p>(1)の5 <u>法第21条の5の19の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（法第21条の5の24の規定による公示を除く。）。</u></p> <p>(1)の6 <u>法第21条の5の20第1項（法第24条の14の2において準用する場合を含む。）の規定による便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。</u></p> <p>(1)の7 <u>法第21条の5の21第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者等に対</u></p>	<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1) <u>法第24条の3第1項の規定による施設給付決定（法第24条の2第2項の規定による障害児施設給付費の額の決定（法第24条の5の規定による認定を含む。）、法第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第25条の9の規定による負担上限月額等の通知を含む。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し（同条第2項の規定による施設受給者証の返還の受理を含む。）に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4)～(12)の2 省略</p> <p>(13) <u>法第63条の2第1項及び第2項の規定による在所期間の延長及び措置の変更に関すること。</u></p> <p>(14) <u>法第63条の3第1項の規定による措置に関すること。</u></p> <p>(15)～(22) 省略</p> <p>(23) 第8条の5の規定による障害児施設医療受給者証の交付に関すること。</p> <p>(24)～(27) 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p>

する報告の徴収及び立入検査に関すること。

- (1)の8 法第21条の5の21第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による当該職員的身分を示す証明書の交付に関すること。
- (1)の9 法第21条の5の22第1項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告に関すること。
- (1)の10 法第21条の5の22第2項の規定による同条第1項の勧告に従わない旨の公表に関すること。
- (1)の11 法第21条の5の22第3項の規定による指定障害児事業者等に対する措置命令に関すること(同条第4項の規定による公示を除く。)
- (1)の12 法第21条の5の22第5項の規定による指定障害児事業者等に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。
- (1)の13 法第21条の5の23第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等に関すること(法第21条の5の24の規定による公示を除く。)
- (1)の14 法第21条の5の23第2項の規定による指定障害児通所支援事業者に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。
- (1)の15 法第21条の5の25第2項第1号(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第2項第1号の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。
- (1)の16 法第21条の5の25第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。
- (1)の17 法第21条の5の25第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出の受理に関すること。
- (1)の18 法第21条の5の26第1項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)
- (1)の19 法第21条の5の26第5項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の39第5項において準用する法第21条の5の21第2項の規定による当該職員的身分を示す証明書の交付に関すること。
- (1)の20 法第21条の5の27第1項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)
- (1)の21 法第21条の5の27第2項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第2項の規定による勧告に従わない旨の公表に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。)
- (1)の22 法第21条の5の27第3項(法第24条の19の2において準

用する場合を含む。)及び第24条の40第3項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除き、法第21条の5の27第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第4項の規定による公示を除く。))。

- (1)の23 法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること(法第24条の18の規定による公示を除く。))。
- (2) 法第24条の10第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新に関すること。
- (3) 法第24条の13の規定による指定障害児入所施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。
- (3)の2 法第24条の14の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退の申出の受理に関すること(法第24条の18の規定による公示を除く。))。
- (3)の3 法第24条の15第1項の規定による指定障害児入所施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (3)の4 省略
- (3)の5 法第24条の16第1項の規定による指定障害児入所施設等の設置者に対する勧告に関すること。
- (3)の6 省略
- (3)の7 法第24条の16第3項の規定による指定障害児入所施設等の設置者に対する措置の命令に関すること(同条第4項の規定による公示を除く。))。
- (3)の8 法第24条の17の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し等に関すること(法第24条の18の規定による公示を除く。))。
- (3)の9 法第24条の39第3項の規定による市町長からの要求の受理に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。
- (3)の10 法第24条の39第4項の規定による市町長への結果の通知に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。
- (3)の11 法第24条の40第5項の規定による違反の内容の市町長に対する通知に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。
- (4)~(6) 省略
- (6)の2 法第34条の3第2項から第4項までの規定による障害児通所支援事業等の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。
- (6)の3 法第34条の4の規定による児童自立生活援助事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。
- (6)の4 法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業等及び児童自立生活援助事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (6)の5 法第34条の5第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員的身分を示す証明書の交付に関すること。
- (6)の6 法第34条の6の規定による障害児通所支援事業等及び児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命

- (1)の2 法第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること(法第24条の18の規定による公示を除く。))。
- (2) 法第24条の10第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定の更新に関すること。
- (3) 法第24条の13の規定による指定知的障害児施設等の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。
- (3)の2 法第24条の14の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること(法第24条の18の規定による公示を除く。))。
- (3)の3 法第24条の15第1項の規定による指定知的障害児施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (3)の4 省略
- (3)の5 法第24条の16第1項の規定による指定知的障害児施設等の設置者に対する勧告に関すること。
- (3)の6 省略
- (3)の7 法第24条の16第3項の規定による指定知的障害児施設等の設置者に対する措置の命令に関すること(同条第4項の規定による公示を除く。))。
- (3)の8 法第24条の17の規定による指定知的障害児施設等の指定の取消し等に関すること(法第24条の18の規定による公示を除く。))。
- (4)~(6) 省略
- (6)の2 法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。
- (6)の3 法第34条の4第1項の規定による
_____児童自立生活援助事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (6)の4 法第34条の4第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員的身分を示す証明書の交付に関すること。
- (6)の5 法第34条の5の規定による
_____児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命

令に関すること。

(6)の7 法第34条の12の規定による一時預かり事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の8 法第34条の14第1項の規定による一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(6)の9 法第34条の14第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。

(6)の10 法第34条の14第3項の規定による一時預かり事業を行う者に対する措置命令に関すること。

(6)の11 法第34条の14第4項の規定による一時預かり事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。

(6)の12 法第34条の15の規定による家庭的保育事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の13 法第34条の17第1項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(6)の14 法第34条の17第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。

(6)の15 法第34条の17第3項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する措置命令に関すること。

(6)の16 法第34条の17第4項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。

(6)の17 省略

(6)の18 省略

(6)の19 省略

(6)の20 省略

(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること（県及び2以上の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センター
_____に限る。以下この項において同じ。）を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(7)の2～(21) 省略

(22) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条第1項の規定による最低基準向上の勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(22)の2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項第6号の規定による児童の遊びを指導する者の認定に関すること。

(23)・(24) 省略

(25) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月厚生労働省告示第122号）別表の規定に基づく指定通所支援等に要する費用の額の算定に係る届出の受理に関すること。

3・4 省略

（障害児入所給付費支給申請書等）

第8条 施行規則第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書（様式第12号）によるものとする。

令に関すること。

(6)の6 法第34条の11の規定による一時預かり事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の7 法第34条の13第1項の規定による一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(6)の8 法第34条の13第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。

(6)の9 法第34条の13第3項の規定による一時預かり事業を行う者に対する措置命令に関すること。

(6)の10 法第34条の13第4項の規定による一時預かり事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。

(6)の11 法第34条の14の規定による家庭的保育事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の12 法第34条の16第1項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(6)の13 法第34条の16第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。

(6)の14 法第34条の16第3項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する措置命令に関すること。

(6)の15 法第34条の16第4項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。

(6)の16 省略

(6)の17 省略

(6)の18 省略

(6)の19 省略

(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること（県及び2以上の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び精神障害者社会復帰施設に限る。以下この項において同じ。）を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(7)の2～(21) 省略

(22) 児童福祉施設最低基準 _____（昭和23年厚生省令第63号）第3条第1項の規定による最低基準向上の勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(22)の2 児童福祉施設最低基準第38条第2項第5号 _____の規定による児童の遊びを指導する者の認定に関すること。

(23)・(24) 省略

3・4 省略

（障害児施設給付費支給申請書等）

第8条 施行規則第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書は、障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書（様式第12号）によるものとする。

(障害児入所受給者証)

第 8 条 の 4 法第24条の 3 第 6 項に規定する入所受給者証は、障害児入所受給者証(様式第12号の 4)によるものとする。

(障害児入所医療受給者証)

第 8 条 の 5 知事は、法第24条の 3 第 4 項に規定する入所給付決定に係る障害児が法第24条の20に規定する障害児入所医療を受けようとするときは、当該入所給付決定保護者に対し、障害児入所医療受給者証(様式第12号の 5)を交付するものとする。

(委任)

第10条 第 8 条 から前条までに定めるもののほか、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費及び高額障害児入所給付費に関し必要な事項は、知事が定める。

(指定障害児入所施設 の指定の辞退の申出)

第13条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定障害児入所施設指定辞退申出書(様式第17号)を地方局長に提出して申し出なければならない。

(指定障害児通所支援事業者等に関する公示)

第14条 法第21条の 5 の24及び第24条の18の規定による公示は、これらの規定に定めるもののほか、法第21条の 5 の24各号及び第24条の18各号の措置に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定障害児通所支援事業者にあつては、指定障害児通所支援の種類
- (4) 指定障害児入所施設にあつては、福祉型又は医療型の別
- (5) 指定に係る障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設の名称及び所在地
- (6) 指定、届出、廃止又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日

(指定障害児通所支援事業者等に関する市町村等への情報提供)

第15条 知事は、法第 2 章第 2 節第 1 款及び第 2 款並びに第 4 節第 1 款及び第 2 款の規定による指定、届出若しくは申出の受理又は指定の取消し(以下「指定等」という。)をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。

- (1) 省略
 - (2) 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定に係る障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設の名称及び所在地
 - (4) 指定、届出、廃止又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日
 - (5)・(6) 省略
 - (7) 指定障害児通所支援事業者にあつては、指定障害児通所支援の種類
 - (8) 指定障害児入所施設にあつては、福祉型又は医療型の別
 - (9) 主たる対象者
- (委任)

(障害児施設受給者証)

第 8 条 の 4 法第24条の 3 第 6 項に規定する施設受給者証は、障害児施設受給者証(様式第12号の 4)によるものとする。

(障害児施設医療受給者証)

第 8 条 の 5 知事は、法第24条の 3 第 4 項に規定する施設給付決定に係る障害児が法第24条の20に規定する障害児施設医療を受けようとするときは、当該施設給付決定保護者に対し、障害児施設医療受給者証(様式第12号の 5)を交付するものとする。

(委任)

第10条 第 8 条 から前条までに定めるもののほか、障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児施設医療費及び高額障害児施設給付費に関し必要な事項は、知事が定める。

(指定知的障害児施設等の指定の辞退の申出)

第13条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定知的障害児施設等指定辞退申出書(様式第17号)を地方局長に提出して申し出なければならない。

(指定知的障害児施設等 に関する公示)

第14条 法 第 24 条 の 18 の規定による公示は、同条 に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 指定知的障害児施設等 の設置者の 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定知的障害児施設等 の名称及び所在地
- (4) 指定 又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日

(指定知的障害児施設等 に関する市町村等への情報提供)

第15条 知事は、法第24条の 2 第 1 項の規定による指定、法第24条の14の規定による指定の辞退の申出の受理又は法第24条の17の規定による 指定の取消し(以下「指定等」という。)をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定知的障害児施設等 に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。

- (1) 省略
 - (2) 指定知的障害児施設等 の設置者の 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定知的障害児施設等 の名称及び所在地
 - (4) 指定 又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日
 - (5)・(6) 省略
- (委任)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項は、知事が定める。

(児童自立生活援助事業開始届出書等)

第36条 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)開始届出書(様式第30号の9)によるものとする。

(児童自立生活援助事業変更届出書等)

第37条 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届出書(様式第30号の10)によるものとする。

(児童自立生活援助事業廃止届出書等)

第38条 法第34条の4第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)廃止(休止)届出書(様式第30号の11)によるものとする。

(一時預かり事業開始届出書)

第38条の2 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書(様式第30号の12)によるものとする。

(一時預かり事業変更届出書)

第38条の3 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書(様式第30号の13)によるものとする。

(一時預かり事業廃止届出書等)

第38条の4 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届出書(様式第30号の14)によるものとする。

(家庭的保育事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の15第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届出書(様式第30号の15)によるものとする。

(家庭的保育事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の15第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届出書(様式第30号の16)によるものとする。

(家庭的保育事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の15第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止(休止)届出書(様式第30号の17)によるものとする。

(児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等)

第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書(様式第30号の18)により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書(様式第31号の2)によるものとする。

2 省略

(措置費国庫負担金及び県費負担金交付申請書)

第43条 市町長(地方自治法第252条の22第1項の中核市の長を除く。次条第1項において同じ。)は、翌年度における法第51条第3号に規定する費用について、法第53条の規定による国庫負担金及び法第55条の規定により県費負担金の交付を受けようとするときは、知事が別に指示する申請書に関係書類を添え、毎年3月10日までに2部を、市にあつては直接、町にあつては所轄の地方局長を経て、知事に提出しなければならない。

2 省略

第47条 省略

(愛媛県障害児通所給付費等不服審査会の合議体)

第48条 愛媛県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)の合議体(令第44条の6第1項に規定する合議体をい

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、指定知的障害児施設等の指定等に関し必要な事項

は、知事が定める。

(児童自立生活援助事業開始届出書等)

第36条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)開始届出書(様式第30号の9)によるものとする。

(児童自立生活援助事業変更届出書等)

第37条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届出書(様式第30号の10)によるものとする。

(児童自立生活援助事業廃止届出書等)

第38条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)廃止(休止)届出書(様式第30号の11)によるものとする。

(一時預かり事業開始届出書)

第38条の2 法第34条の11第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書(様式第30号の12)によるものとする。

(一時預かり事業変更届出書)

第38条の3 法第34条の11第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書(様式第30号の13)によるものとする。

(一時預かり事業廃止届出書等)

第38条の4 法第34条の11第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届出書(様式第30号の14)によるものとする。

(家庭的保育事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の14第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届出書(様式第30号の15)によるものとする。

(家庭的保育事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の14第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届出書(様式第30号の16)によるものとする。

(家庭的保育事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の14第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止(休止)届出書(様式第30号の17)によるものとする。

(児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等)

第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書(様式第30号の15)により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書(様式第31号の2)によるものとする。

2 省略

(措置費国庫負担金及び県費負担金交付申請書)

第43条 市町長(地方自治法第252条の22第1項の中核市の長を除く。次条第1項において同じ。)は、翌年度における法第51条第2号に規定する費用について、法第53条の規定による国庫負担金及び法第55条の規定により県費負担金の交付を受けようとするときは、知事が別に指示する申請書に関係書類を添え、毎年3月10日までに2部を、市にあつては直接、町にあつては所轄の地方局長を経て、知事に提出しなければならない。

2 省略

第47条 省略

う。)を構成する委員の定数は、5人とする。

(審査会の細則)

第49条 前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

様式第17号(第13条関係) 指定障害児入所施設指定辞退申出書

指定障害児入所施設指定辞退申出書
省略

注 省略

様式第30号の8(第35条の3関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略	
児童自立生活援助の実施を希望する理由	
入居を希望する住居の名称及び所在地	
省略	

注 省略

様式第30号の18(第39条関係) 省略

様式第17号(第13条関係) 指定知的障害児施設等指定辞退申出書

指定知的障害児施設等指定辞退申出書
省略

注 省略

様式第30号の8(第35条の3関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略	
児童自立生活援助の実施を希望する理由	
省略	

注 省略

様式第30号の15(第39条関係) 省略

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第8条関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書

障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼
利用者負担額減額（免除）申請書

年 月 日

愛媛県 児童相談所長 様

住 所
保護者
氏 名



保 護 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	(郵便番号)		
	連 絡 先	電話番号	F A X 番号	

提出者の欄は、保護者以外の者が申請書を提出する場合に記入すること。

提 出 者	フリガナ		保護者との 関 係	
	氏 名			
	住 所	(郵便番号)		
	連 絡 先	電話番号	F A X 番号	

障 害 児	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		保護者との 続 柄	
	身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号
	被保険者証の 記号及び番号		保険者名及び番号	

障害児入所給付費の受給の状況	利用中のサービスの種類と内容等
障害児通所給付費の受給の状況	利用中のサービスの種類と内容等
介護給付費等の受給の状況	利用中のサービスの種類と内容等

指定入所支援の具体的内容	種類	障害児入所支援（ 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 ） 指定医療機関
	具体的内容	
減免に関する事項	1	負担上限月額に関する事項 次の区分の適用を申請します。 生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円を超えるもの 市町村民税課税世帯（所得割の額が28万円未満である場合に限る。）に属する者
	2	医療型個別減免に関する事項 医療型個別減免を申請します。
	3	特定入所障害児食費等給付費に関する事項（申請する指定入所支援が医療型施設である場合を除く。） 特定入所障害児食費等給付費を申請します。
	4	生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する事項 定率負担減免措置（特例補足給付）を申請します。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。

5 「被保険者証の記号及び番号」及び「保険者名及び番号」の欄は、障害児入所医療費支給対象施設（医療型障害児入所施設及び指定医療機関）の利用を申請する場合に記入すること。

6 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
- (2) 障害児入所医療を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児入所医療負担上限月額及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20第2項第2号の厚生労働大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類
- (3) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の状況を勘案するため県が必要と認める場合にあつては、医師の診断書
- (4) 当該申請を行う障害児の保護者が現に入所給付決定を受けている場合には、当該入所給付決定に係る障害児入所受給者証（様式第12号の4）
- (5) 生活保護への移行予防措置を申請する場合にあつては、福祉事務所が発行する境界層対象者証明書

様式第12号の4及び様式第12号の5を次のように改める。

様式第12号の4（第8条の4、様式第12号、様式第12号の2、様式第12号の6関係） 障害児入所受給者証

（表）

(1)			(2)			(3)		
障害児入所受給者証			入所給付決定の内容			指定障害児入所施設等の記入欄		
入所受給者証番号			指定入所支援の種類及び内容			指定障害児入所施設等の名称	入所日・退所日	施設確認印
入所給付決定保護者	居住地		給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで			入所日	
	フリガナ		特定入所障害児食費等給付費の支給内容				年 月 日	
	氏名		支給額				退所日	
	生年月日	年 月 日	支給期間	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	
障害児	フリガナ		利用者負担に関する事項				入所日	
	氏名		利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額		年 月 日	
生年月日		年 月 日	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで			退所日	
フリガナ			特記事項			(予備欄)		
氏名								
生年月日		年 月 日						
交付年月日								
県名及び印								

(裏)

(4)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。
- 3 医療型障害児入所施設（指定医療機関を含む。）に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、入所する施設に提示してください。
- 4 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、この証の2面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。（個別減免等の認定を受けた場合には、減免後の額が表示されています。）
また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を1日当たりの上限として支給します。
- 5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を県に提出してください。
- 6 給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に県にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。

(5)

注意事項欄

- 7 この証の1面又は2面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、県にその旨を届け出てください。
- 8 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した県に御連絡、御相談ください。
また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、県に届け出てください。
- 9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに県に返してください。
- 10 受給者の資格がなくなつたときは、直ちにこの証を県に返してください。
- 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 12 入所給付決定の内容欄に記載されていない指定入所支援については、障害児入所給付費の支給は受けられません。

障害児入所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
入所給付決定保護者	フリガナ								
	居住地								
	フリガナ					生年月日			
障害児	氏名					年月日			
	フリガナ					生年月日			
	氏名					年月日			
負担上限月額	障害児入所医療 (食事療養を除く。)		月額		円				
	食事療養		月額		円				
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで								
交付年月日	年 月 日								
県名及び印									

注 意 事 項 欄
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、各面をよく読んで大切に持つていてください。 2 医療型障害児入所施設（指定医療機関を含む。）に入所するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、入所する施設に提示してください。 3 障害児入所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。（医療型個別減免等の認定を受けた場合には、減免後の額が表示されています。） 4 障害児入所医療の負担上限月額は毎年入所給付決定保護者等の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を県に提出してください。 5 給付決定期間を経過したときは、障害児入所医療費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に県にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、県にその旨を届け出てください。 7 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、県に御連絡、御相談ください。 また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、県に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに県に返してください。 9 受給者の資格がなくなつたときは、直ちにこの証を県に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第2条 障害者自立支援法施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																
<p>(手続の方法)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>政令第43条の7第1項の規定による休止又は廃止の届出</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>政令第43条の7第2項の規定による報告</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>13 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(公示)</p> <p>第4条 法第51条及び第51条の30第1項の規定による公示は、<u>これらの規定に定めるもののほか、法第51条各号及び同項各号の措置に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者</u>(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>指定一般相談支援事業者</u>にあっては、<u>地域相談支援の種類</u></p> <p>(5) <u>指定障害福祉サービス事業所若しくは指定一般相談支援事業所の名称及び所在地又は指定障害者支援施設の名称及び設置の場所</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(情報提供)</p> <p>第5条 知事は、法第2章第2節第5款及び第3節第3款の規定による指定、届出の受理又は指定の取消し(以下「指定等」という。)をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者等に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>指定障害福祉サービス事業所若しくは指定一般相談支援事業所の名称及び所在地又は指定障害者支援施設の名称及び設置の場所</u></p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>指定一般相談支援事業者</u>にあっては、<u>地域相談支援の種類</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>2 知事は、法第2章第4節の規定による指定等をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定自立支援医療機関に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>			項	左 欄	右 欄	1～10 省略			11	政令第43条の7第1項の規定による休止又は廃止の届出	省略	12	政令第43条の7第2項の規定による報告	省略	13 省略			<p>(手続の方法)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>政令第43条の4第1項の規定による休止又は廃止の届出</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>政令第43条の4第2項の規定による報告</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>13 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(公示)</p> <p>第4条 法第51条_____の規定による公示は、<u>同条_____に定めるもののほか、同条各号_____の措置に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者</u>(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>指定障害福祉サービス事業所若しくは指定相談支援事業所_____の名称及び所在地又は指定障害者支援施設の名称及び設置の場所</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(情報提供)</p> <p>第5条 知事は、法第2章第2節第5款_____の規定による指定、届出の受理又は指定の取消し(以下「指定等」という。)をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者等に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>指定障害福祉サービス事業所若しくは指定相談支援事業所_____の名称及び所在地又は指定障害者支援施設の名称及び設置の場所</u></p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 知事は、法第2章第3節の規定による指定等をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定自立支援医療機関に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>			項	左 欄	右 欄	1～10 省略			11	政令第43条の4第1項の規定による休止又は廃止の届出	省略	12	政令第43条の4第2項の規定による報告	省略	13 省略		
項	左 欄	右 欄																																	
1～10 省略																																			
11	政令第43条の7第1項の規定による休止又は廃止の届出	省略																																	
12	政令第43条の7第2項の規定による報告	省略																																	
13 省略																																			
項	左 欄	右 欄																																	
1～10 省略																																			
11	政令第43条の4第1項の規定による休止又は廃止の届出	省略																																	
12	政令第43条の4第2項の規定による報告	省略																																	
13 省略																																			

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 <u>障害児入所施設</u>（第 3 条 第 11 条）</p> <p>第 3 章 <u>療養介護</u>（第 12 条 第 20 条）</p> <p>第 4 章 省略</p> <p>第 5 章 <u>児童発達支援及び放課後等デイサービス</u>（第 30 条 第 37 条）</p> <p>第 6 章 <u>生活介護</u>（第 38 条 第 45 条）</p> <p>第 7 章 <u>診療</u>（第 46 条 第 48 条）</p> <p>第 8 章 <u>ゲストルーム等</u>（第 49 条 第 54 条）</p> <p>第 9 章 <u>雑則</u>（第 55 条・第 56 条）</p> <p>附則 （休館日等）</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>児童発達支援、放課後等デイサービス及び生活介護並びに診療</u>（歯科診療及び一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）の使用を除く。）<u>に</u>に係る休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p><u>第 2 章 障害児入所施設</u> （利用時間）</p> <p>第 3 条 <u>障害児入所施設</u>の利用時間は、終日とする。</p> <p>2 省略 （入所定員）</p> <p>第 4 条 <u>障害児入所施設</u>の入所定員は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>肢体不自由のある児童</u> 当該児童及び第13条第 1 号に掲げる者の人数を合計して40人（うち母子棟の使用に係る定員は、3人）</p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児</u>（以下「重症心身障害児」という。） 当該重症心身障害児及び第13条第 2 号に掲げる者の人数を合計して40人</p> <p>（入所資格）</p> <p>第 5 条 <u>障害児入所施設</u>に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法</u> 第24条の 3 第 4 項に規定する<u>入所給付決定</u>に係る障害児</p> <p>(2) 省略 （入所期間）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 <u>肢体不自由児施設</u>（第 3 条 第 11 条）</p> <p>第 3 章 <u>重症心身障害児施設</u>（第 12 条 第 20 条）</p> <p>第 4 章 省略</p> <p>第 5 章 <u>診療</u>（第 30 条 第 32 条）</p> <p>第 6 章 <u>重症心身障害児等通園施設</u>（第 33 条 第 40 条）</p> <p>第 7 章 <u>ゲストルーム等</u>（第 41 条 第 46 条）</p> <p>第 8 章 <u>雑則</u>（第 47 条・第 48 条）</p> <p>附則 （休館日等）</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>診療</u>（歯科診療及び一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）の使用を除く。）<u>及び重症心身障害児等通園施設</u>に係る休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p><u>第 2 章 肢体不自由児施設</u> （利用時間）</p> <p>第 3 条 <u>肢体不自由児施設</u>の利用時間は、終日とする。</p> <p>2 省略 （入所定員）</p> <p>第 4 条 <u>肢体不自由児施設</u>の入所定員は、40人（うち母子棟の使用に係る定員は、3人）とする。</p> <p>（入所資格）</p> <p>第 5 条 <u>肢体不自由児施設</u>に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 24 条の 3 第 4 項に規定する施設給付決定に係る障害児及び18歳以上の障害者</u></p> <p>(2) 省略 （入所期間）</p>

第6条 障害児入所施設の入所の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、入所の期間を変更することができる。

(1)・(2) 省略

(入所手続)

第7条 障害児入所施設に入所を希望する障害児の保護者_____は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第8条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において障害児入所施設の使用に関し契約を締結するものとする。

(1)~(4) 省略

(入舎)

第9条 前条及び法第27条第1項第3号の規定により障害児入所施設に入所を決定された者(以下この章において「入所者」という。)は、センターの宿舎に入舎するものとする。

第3章 療養介護

(利用時間)

第12条 療養介護_____の利用時間は、終日とする。

2 省略

(定員)

第13条 療養介護の定員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 18歳以上の肢体不自由者 当該肢体不自由者及び第4条第1号に掲げる児童の人数を合計して40人

(2) 重症心身障害者(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している18歳以上の者をいう。以下同じ。) 当該重症心身障害者及び第4条第2号に掲げる重症心身障害児の人数を合計して40人

(入所資格)

第14条 療養介護を受けるために入所することができる者は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。)第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

(入所期間)

第15条 療養介護に係る_____入所の期間は、自立支援法第23条に規定する支給決定の有効期間_____とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(入所手続)

第16条 療養介護を受けるために入所を希望する_____障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第6条 肢体不自由児施設の入所の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、入所の期間を変更することができる。

(1)・(2) 省略

(入所手続)

第7条 肢体不自由児施設に入所を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第8条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において肢体不自由児施設の使用に関し契約を締結するものとする。

(1)~(4) 省略

(入舎)

第9条 前条及び法第27条第1項第3号の規定により肢体不自由児施設に入所を決定された者(以下この章において「入所者」という。)は、センターの宿舎に入舎するものとする。

第3章 重症心身障害児施設

(利用時間)

第12条 重症心身障害児施設の利用時間は、終日とする。

2 省略

(入所定員)

第13条 重症心身障害児施設の入所定員は、40人とする。

(入所資格)

第14条 重症心身障害児施設に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者

_____とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

(1) 法第24条の3第4項に規定する施設給付決定に係る障害児及び18歳以上の障害者

(2) 法第27条第1項第3号の規定による入所の措置に係る障害児

第15条 重症心身障害児施設の入所の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(1) 前条第1号に該当する者 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間

(2) 前条第2号に該当する者 知事が必要と認める期間

(入所手続)

第16条 重症心身障害児施設に入所を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第17条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において療養介護の提供 _____ に関し契約を締結するものとする。

(1)～(4) 省略

(入舎)

第18条 前条 _____ の規定により _____ 入所を決定された者（以下この章において「入所者」という。）は、センターの宿舎に入舎するものとする。

(利用時間)

第21条 _____ 短期入所の利用時間は、終日とする。

2 省略

(定員)

第22条 _____ 短期入所の定員は、10人とする。

(入所資格)

第23条 _____ 短期入所を受けるために入所することができる者は、自立支援法 _____ 第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者又は障害児とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

(入所期間)

第24条 短期入所に係る _____ 入所の期間は、自立支援法 _____ 第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(入所手続)

第25条 短期入所を受けるために入所 _____ を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第26条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において短期入所の提供 _____ に関し契約を締結するものとする。

(1)～(4) 省略

(入舎)

第27条 前条の規定により _____ 入所を決定された者（以下この章において「入所者」という。）は、センターの宿舎に入舎するものとする。

第17条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において重症心身障害児施設の使用に関し契約を締結するものとする。

(1)～(4) 省略

(入舎)

第18条 前条及び法第27条第1項第3号の規定により重症心身障害児施設に入所を決定された者（以下この章において「入所者」という。）は、センターの宿舎に入舎するものとする。

(利用時間)

第21条 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（以下「肢体不自由児施設等」という。）の短期入所の利用時間は、終日とする。

2 省略

(定員)

第22条 肢体不自由児施設等の短期入所の定員は、10人とする。

(入所資格)

第23条 肢体不自由児施設等に短期入所をする _____ ことができる者は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者又は障害児とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

(入所期間)

第24条 肢体不自由児施設等の入所の期間は、障害者自立支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(入所手続)

第25条 肢体不自由児施設等に短期入所を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第26条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において肢体不自由児施設等の使用に関し契約を締結するものとする。

(1)～(4) 省略

(入舎)

第27条 前条の規定により肢体不自由児施設等に入所を決定された者（以下この章において「入所者」という。）は、センターの宿舎に入舎するものとする。

第5章 診療

(利用時間)

第30条 診療時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、一般病床の利用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(定員)

第31条 一般病床の定員は、10人とする。

(使用料の額)

第32条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労

第5章 児童発達支援及び放課後等デイサービス

(利用時間)

第30条 児童発達支援及び放課後等デイサービス(以下「児童発達支援等」という。)の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。

2 省略

(定員)

第31条 児童発達支援等_____の定員は、児童発達支援等を受ける児童及び第39条に規定する障害者の人数を合計して15人とする。

(通所資格)

第32条 児童発達支援等を受けるために通所することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る在宅の重症心身障害児とする。

(通所期間)

第33条 児童発達支援等に係る通所_____の期間は、法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することがある。

(通所手続)

第34条 児童発達支援等を受けるために通所を希望する障害児の保護者_____は、知事に通所を申し込まなければならない。

(通所の決定)

第35条 知事は、前条の規定による通所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、通所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、通所の決定を受けた者との間において児童発達支援等の提供に関し契約を締結するものとする。

(1)～(4) 省略

(通所者の義務)

第36条 前条の規定により通所_____を決定された者(以下この章において「通所者」という。)は、この規則及びその他諸規律を遵守し、通所者としての品位を傷付けてはならない。

(契約の解除)

第37条 知事は、通所者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第35条の契約を解除することがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) センターの秩序を乱し、その他通所者としての本分に著しく反すると認められるとき。
- (3) その他通所を継続することが不適当と認められるとき。

第6章 生活介護

(利用時間)

第38条 生活介護の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することがある。

(定員)

働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年3月厚生労働省告示第99号)により算定する額とする。

第6章 重症心身障害児等通園施設

(利用時間)

第33条 重症心身障害児等通園施設_____の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。

2 省略

(利用定員)

第34条 重症心身障害児等通園施設の定員は、_____15人とする。

(利用資格)

第35条 重症心身障害児等通園施設を利用する_____ことができる者は、在宅の重症心身障害児等で、知事が必要と認める者_____とする。

(通園期間)

第36条 重症心身障害児等通園施設の通園の期間は、知事が必要と認める期間_____とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することがある。

(通園手続)

第37条 重症心身障害児等通園施設に通園_____を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に通園を申し込まなければならない。

(通園の決定)

第38条 知事は、前条の規定による通園の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、通園の可否を決定するものとする。

(1)～(4) 省略

(使用料の額)

第39条 条例第2条第1項第4号の使用料の額は、利用者1人1日につき500円とする。

(通園者の義務)

第40条 重症心身障害児等通園施設に通園_____を決定された者_____は、この規則及びその他諸規律を遵守し、通園者としての品位を傷付けてはならない。

第39条 生活介護の定員は、生活介護を受ける障害者及び第31条に規定する児童の人数を合計して15人とする。

(通所資格)

第40条 生活介護を受けるために通所することができる者は、自立支援法第19条第1項に規定する支給決定に係る在宅の重症心身障害者とする。

(通所期間)

第41条 生活介護に係る通所の期間は、自立支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(通所手続)

第42条 生活介護を受けるために通所を希望する障害者は、知事に通所を申し込まなければならない。

(通所の決定)

第43条 知事は、前条の規定による通所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、通所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、通所の決定を受けた者との間において生活介護の提供に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接
- (4) その他必要と認める検査

(通所者の義務)

第44条 前条の規定により通所を決定された者（以下この章において「通所者」という。）は、この規則及びその他諸規律を遵守し、通所者としての品位を傷付けてはならない。

(契約の解除)

第45条 知事は、通所者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第43条の契約を解除することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) センターの秩序を乱し、その他通所者としての本分に著しく反すると認められるとき。
- (3) その他通所を継続することが不適当と認められるとき。

第7章 診療

(利用時間)

第46条 診療時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、一般病床の利用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(定員)

第47条 一般病床の定員は、10人とする。

(使用料の額)

第48条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定する額とする。

第8章 ゲストルーム等

第49条 省略

第50条 省略

第51条 省略

第7章 ゲストルーム等

第41条 省略

第42条 省略

第43条 省略

(施設等の利用の許可の変更)

第52条 第50条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県立子ども療育センター利用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

第53条 省略

第54条 省略

第9章 雑則

第55条 省略

第56条 省略

別表第1(第50条、第54条関係) 省略

別表第2(第54条関係) 省略

様式第1号(第50条関係) 省略

様式第2号(第50条、第52条、様式第3号関係) 省略

様式第3号(第52条関係) 省略

(施設等の利用の許可の変更)

第44条 第42条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県立子ども療育センター利用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

第45条 省略

第46条 省略

第8章 雑則

第47条 省略

第48条 省略

別表第1(第42条、第46条関係) 省略

別表第2(第46条関係) 省略

様式第1号(第42条関係) 省略

様式第2号(第42条、第44条、様式第3号関係) 省略

様式第3号(第44条関係) 省略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(4)の2 法第18条第3項(法第29条第10項 _____ において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(5)~(6)の2 省略</p> <p>(7) 法第29条第9項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(7)の2 法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</p> <p>(改善命令による措置結果報告書)</p> <p>第18条 市町、社会福祉法人その他の者は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について、措置結果報告書(様式第29号)を、その処分を受けた日から30日以内に知事(特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。))に係るものを除く。)を設置する者にあつては、地方局長)に報告しなければならない。</p> <p>(軽費老人ホーム設置届出書等)</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(4)の2 法第18条第3項(法第29条第8項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(5)~(6)の2 省略</p> <p>(7) 法第29条第7項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(7)の2 法第29条第9項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</p> <p>(改善命令による措置結果報告書)</p> <p>第18条 市町、社会福祉法人その他の者は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について、措置結果報告書(様式第29号)を、その処分を受けた日から30日以内に知事(特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。)) _____ を設置する者にあつては、地方局長)に報告しなければならない。</p> <p>(軽費老人ホーム設置届出書等)</p>

第20条 社会福祉法 _____ 第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届出書（様式第31号）を提出することによつて行わなければならない。

2 省略

様式第36号（第23条関係） 老人福祉センター事業開始届書

省略

このことについて、次のとおり事業を開始した _____ ので、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定によりお届けします。

省略

様式第37号（第23条関係） 老人福祉センター事業変更届書

省略

このことについて、次のとおり変更したので、 _____ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第2項の規定により _____ お届けします。

省略

様式第38号（第23条関係） 老人福祉センター廃止届書

省略

このことについて次のとおり廃止した _____ ので、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第2項の規定によりお届けします。

省略

様式第43号（第29条関係） 有料老人ホーム設置届書

省略

1～3 省略

4 事業開始の予定年月日

5 省略

様式第44号（第29条関係） 有料老人ホーム事業変更届書

省略

このことについて、次のとおり変更した _____ ので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第2項の規定により _____ 届け出ます。

1～3 省略

4 事業開始の予定年月日

省略

5 省略

第20条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届出書（様式第31号）を提出することによつて行わなければならない。

2 省略

様式第36号（第23条関係） 老人福祉センター事業開始届書

省略

このことについて、次のとおり事業を開始いたしたいので、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定によりお届けします。

省略

様式第37号（第23条関係） 老人福祉センター事業変更届書

省略

このことについて、次のとおり変更することになつたので社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第2項の規定により あらかじめ お届けします。

省略

様式第38号（第23条関係） 老人福祉センター廃止届書

省略

このことについて次のとおり廃止いたしたいので、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第2項の規定によりお届けします。

省略

様式第43号（第29条関係） 有料老人ホーム設置届書

省略

1～3 省略

4 事業を開始した年月日

5 省略

様式第44号（第29条関係） 有料老人ホーム事業変更届書

省略

このことについて、次のとおり変更することになつたので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第2項の規定により、あらかじめ 届け出ます。

1～3 省略

4 事業を開始した年月日

省略

5 省略

（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第2条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）</u>、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）<u>、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされる介護保険法施行規則（以下</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） _____ _____ _____、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）<u>及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。） _____</u></p>

「旧省令」という。)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第132条第1項、第134条第1項、第136条第1項_____、第140条の3第1項、第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の8第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14第1項の申請書	省略
2	省令第114条第3項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第3項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第125条第3項、第132条第2項、第134条第2項、第136条第3項_____、第140条の3第3項、第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の8第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14第3項並びに旧省令第138条第2項の申請書	省略
<u>3</u>	<u>省令第126条の13の申請書</u>	<u>指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(様式第3号)</u>
<u>4</u>	<u>省令第129条、第130条、第140条の20及び第140条の21並びに旧省令第130条及び第140条の21の申出書</u>	<u>指定を不要とする旨の申出書(様式第4号)</u>
<u>5</u>	<u>旧省令第139条の申請書</u>	<u>指定介護療養型医療施設指定変更申請書(様式第5号)</u>

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
---	-----	-----

_____に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第132条第1項、第134条第1項、第136条第1項、 <u>第138条第1項</u> 、第140条の3第1項、第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の8第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14第1項の申請書	省略
2	省令第114条第3項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第3項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第125条第3項、第132条第2項、第134条第2項、第136条第3項、 <u>第138条第2項</u> 、第140条の3第3項、第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の8第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14第3項_____の申請書	省略
<u>3</u>	<u>省令第129条、第130条、第140条の20及び第140条の21_____の申出書</u>	<u>指定を不要とする旨の申出書(様式第3号)</u>
<u>4</u>	<u>省令第139条の申請書</u>	<u>指定介護療養型医療施設指定変更申請書(様式第4号)</u>

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
---	-----	-----

1	法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項_____及び第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による指定に係る事項等の変更の届出	指定事項等変更届出書（様式第6号）
2	法第75条、第82条、第99条及び第115条の5の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	廃止（休止・再開）届出書（様式第7号）
3	法第91条_____の規定による法第48条第1項第1号の指定又は旧法第113条の規定による旧法第48条第1項第3号の指定の辞退	指定辞退届出書（様式第8号）
4	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書（様式第9号）
5	法第95条第1項及び第2項の承認の申請	介護老人保健施設管理者承認申請書（様式第10号）
6	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設広告事項許可申請書（様式第11号）
7	法第115条の32第2項及び第4項並びに旧法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出	業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第12号）
8	法第115条の32第3項及び旧法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出	業務管理体制変更届出書（様式第13号）

（市町村等への情報提供）

第4条 知事は、法及び旧法の規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。

(1)～(6) 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文（これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。）、旧法第72条第1項本文（旧法第115条の11において準用する場合を含む。）、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第13条本文の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報について準用する。

様式第1号（第2条、様式第2号、様式第5号関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介

1	法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条及び第115条の5第1項_____の規定による指定に係る事項等の変更の届出	指定事項等変更届出書（様式第5号）
2	法第75条、第82条、第99条及び第115条の5の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	廃止（休止・再開）届出書（様式第6号）
3	法第91条又は第113条の規定による法第48条第1項第1号又は同項第3号_____の指定の辞退	指定辞退届出書（様式第7号）
4	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書（様式第8号）
5	法第95条第1項及び第2項の承認の申請	介護老人保健施設管理者承認申請書（様式第9号）
6	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設広告事項許可申請書（様式第10号）
7	法第115条の32第2項及び第4項_____の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出	業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第11号）
8	法第115条の32第3項_____の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出	業務管理体制変更届出書（様式第12号）

（市町村等への情報提供）

第4条 知事は、法_____の規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。

(1)～(6) 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文（これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。）、_____、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第13条本文の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報について準用する。

様式第1号（第2条、様式第2号、様式第5号関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介

介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略						
指定又	省略					
は許可 を受け ようと する事 業所又 は施設 の種類	施設	省略				
		介護老人保健施設				別紙15の とあり。
は施設 の種類	省略					
省略						

注 省略

別紙1 訪問介護事業者・介護予防訪問介護事業者の指定に係る
審査事項
(その1)

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

4 省略

(その2) 省略

別紙2 訪問入浴介護事業者・介護予防訪問入浴介護事業者の指
定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

3 省略

別紙3 訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者の指定に係る
審査事項

(その1)

省略

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略						
指定又	省略					
は許可 を受け ようと する事 業所又 は施設 の種類	施設	省略				
		介護老人保健施設				別紙15の とあり。
は施設 の種類	省略					
省略						

注 省略

別紙1 訪問介護事業者・介護予防訪問介護事業者の指定に係る
審査事項
(その1)

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 省略

(その2) 省略

別紙2 訪問入浴介護事業者・介護予防訪問入浴介護事業者の指
定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

3 省略

別紙3 訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者の指定に係る
審査事項

(その1)

省略

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(12) 省略

6 省略

(その2) 省略

別紙4 訪問リハビリテーション事業者・介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(4) 省略

(5) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

4 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(4) 省略

(5) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

5 省略

別紙6 通所介護事業者・介護予防通所介護事業者の指定に係る審査事項

(その1)(1単位)

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

5 省略

(その2)・(その3) 省略

別紙7 通所リハビリテーション事業者・介護予防通所リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)(病院・診療所(1単位))

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(11) 省略

6 省略

(その2) 省略

別紙4 訪問リハビリテーション事業者・介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

4 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

5 省略

別紙6 通所介護事業者・介護予防通所介護事業者の指定に係る審査事項

(その1)(1単位)

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

5 省略

(その2)・(その3) 省略

別紙7 通所リハビリテーション事業者・介護予防通所リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)(病院・診療所(1単位))

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

5 省略

(その1の2) 省略

(その2)(介護老人保健施設(1単位))

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 省略

(その2の2) 省略

別紙8 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護事
業者の指定に係る審査事項

(その1)(単独型の場合)

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

3 省略

(その2)(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用
型・併設事業所型の場合)

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

4 省略

(その3)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の施設の場合の
併設事業所型の場合)

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

5 省略

(その1の2) 省略

(その2)(介護老人保健施設(1単位))

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

4 省略

(その2の2) 省略

別紙8 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護事
業者の指定に係る審査事項

(その1)(単独型の場合)

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

3 省略

(その2)(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用
型・併設事業所型の場合)

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

4 省略

(その3)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の施設の場合の
併設事業所型の場合)

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

4 省略

別紙 9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る審査事項

省略

注 1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

5 省略

別紙 10 特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略

注 1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

5 省略

別紙 11 福祉用具貸与事業者・介護予防福祉用具貸与事業者の指定に係る審査事項

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護
予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

4 省略

別紙 9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る審査事項

省略

注 1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

5 省略

別紙 10 特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略

注 1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

5 省略

別紙 11 福祉用具貸与事業者・介護予防福祉用具貸与事業者の指定に係る審査事項

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

4 省略

別紙12 省略

別紙13 指定居宅介護支援事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

3 省略

別紙14 介護老人福祉施設の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 協力病院（協力歯科医療機関を含む。）との契約の内容を記載した書類

(10) 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

3 省略

別紙15 介護老人保健施設の許可に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

4 省略

別紙16 省略

様式第2号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書

省略

注1～5 省略

6 今回指定（許可）の更新の申請をしようとする事業について、指定介護療養型医療施設に係る申請の場合にあっては別紙及び別紙注に掲げる書類を、それ以外の申請の場合にあっては指定（許可）申請時に添付する指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サ

4 省略

別紙12 省略

別紙13 指定居宅介護支援事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

3 省略

別紙14 介護老人福祉施設の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

3 省略

別紙15 介護老人保健施設の許可に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

4 省略

別紙16 省略

様式第2号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書

省略

注1～5 省略

6 今回指定（許可）の更新の申請をしようとする事業について、指定（許可）申請時に添付する指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サ

ービス事業者)指定(許可)申請書(様式第1号)別紙及び同様式別紙注に掲げる書類を添付すること。

7 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号(第3条関係) 業務管理体制整備(区分変更)届出書

省略

注1~6 省略

7 指定介護療養型医療施設にあっては、この様式中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と、「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる介護保険法施行規則」とすること。

8 省略

様式第13号 省略

ービス事業者)指定(許可)申請書(様式第1号)別紙及び同様式別紙注に掲げる書類を添付すること。

7 省略

様式第3号 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号(第3条関係) 業務管理体制整備(区分変更)届出書

省略

注1~6 省略

7 省略

様式第12号 省略

様式第1号別紙4に次のように加える。

(その2) (訪問リハビリテーション事業・介護予防訪問リハビリテーション事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

												受付番号											
事業所 の一部 として 使用さ れる事 務所	フリガナ																						
	名 称																						
	所 在 地		(郵便番号 -)																				
			(ビルの名称等)																				
直通連絡先		直通電話番号						F A X 番 号															
事務所の一部として使用される事務所のサ ービス提供に当たる従業者の職種及び員数			理 学 療 法 士						作 業 療 法 士						言 語 聴 覚 士								
			専 従			兼 務			専 従			兼 務			専 従			兼 務					
			常 勤 (人)																				
非 常 勤 (人)																							
主 な 掲 示 事 項	営 業 日		日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休 日												
			平日	時 分から 時 分まで			土曜	時 分から 時 分まで		日曜又は祝日	時 分から 時 分まで												
	営 業 時 間		(備考)																				
	利 用 料		法 定 代 理 受 領 分																				
			法 定 代 理 受 領 分 以 外																				
そ の 他 の 費 用																							
通 常 の 事 業 の 実 施 地 域																							
		(備考)																					

注1 印の欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 1 号別紙16を削る。

様式第 2 号に別紙として次のように加える。

別紙 介護療養型医療施設の指定の更新に係る審査事項（総括表）

				受付番号			
施設	フリガナ						
	名 称						
	所 在 地	(郵便番号 -)					
		(ビルの名称等)					
直通連絡先	直通電話番号		F A X 番号				
当該施設の設置に係る定款、寄附行為等の根拠条文				第	条第	項第	号
管理者	フリガナ		住 所	(郵便番号 -)			
	氏 名						
	生年月日						
	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設		事業所等の名称	兼務する職種及びその職種に従事する時間等			
種 別	(申請するもの全てに を記入してください。)		療養病床を有する病院				
			療養病床を有する診療所				
			老人性認知症疾患療養病棟を有する病院				
介護療養型医療施設の概要		付表のとおり。					
主な 掲 示 事 項	入院患者の定員		療養型病床群を有する病院		人		
			療養型病床群を有する診療所		人		
			老人性認知症疾患療養病棟を有する病院		人		
	利 用 料	法定代理受領分					
法定代理受領分以外							
その他の費用							

注 1 印の欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

付表 介護療養型医療施設の概要

(その1) (療養病床を有する病院又は診療所の場合)

<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">受付番号</td> <td style="width: 200px;"></td> </tr> </table>										受付番号	
受付番号											
施設	フリガナ										
	名称										
	所在地		(郵便番号 -)								
			(ビルの名称等)								
直通連絡先		直通電話番号			F A X 番号						
入院患者の推定数		療養病床を有する病院			人						
		療養病床を有する診療所			人						
施設の形態		完全型			病床転換型						
療養病床数		床			療養病床入院患者数			人			
他病棟病床数		床			他病棟入院患者数			人			
外来患者数		人			外来患者処方箋数			回			
従業者の職種及び員数		医 師		看 護 職 員		介 護 職 員					
		専 従		兼 務		専 従		兼 務			
		常 勤 (人)									
		非 常 勤 (人)									
		常勤換算後の人数 (人)									
		基準上の必要人数 (人)									
適合の可否											
従業者の職種及び員数		薬剤師		栄養士		理学療法士		作業療法士		介護支援専門員	
		専従		兼務		専従		兼務		専従	
		常 勤 (人)									
		非 常 勤 (人)									
		基準上の必要人数 (人)									
		適合の可否									
設備基準上の数値記載項目等				基準上の必要数値				適合の可否			
病室	1室の最大病床数		床		床以下						
	入院患者1人当たり最小床面積		平方メートル		平方メートル以上						
廊下	片廊下の幅		メートル		メートル以上						
	中廊下の幅		メートル		メートル以上						
機能訓練室の面積		平方メートル		平方メートル以上							
食堂の面積		平方メートル		平方メートル以上							

注1 印の欄は、記入しないこと。
 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）
- (2) 施設の使用許可証（当該施設が国の開設する施設であるときは、使用承認書）の写し
- (3) 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要を記載した書類
- (4) 建物の構造概要を記載した書類及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書類
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (7) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類
- (9) 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類
- (10) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第138条第1項第16号に規定する誓約書
- (11) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- (12) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類
- (13) 当該指定介護療養型医療施設サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定介護療養型医療施設サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(その2)(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合)

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">受付番号</td> <td style="width: 300px;"></td> </tr> </table>												受付番号			
受付番号															
施設	フリガナ														
	名称														
	所在地		(郵便番号 -)												
			(ビルの名称等)												
直通連絡先		直通電話番号			F A X 番号										
入院患者の推定数		人													
施設の形態		完全型			病床転換型										
老人性認知症疾患療養病棟病床数		床		老人性認知症疾患療養病棟入院患者数		人									
他病棟病床数		床		他病棟入院患者数		人									
外来患者数		人		外来患者処方箋数		回									
従業者の職種及び員数		看護職員				介護職員									
		専従		兼務		専従		兼務							
		常勤(人)													
		非常勤(人)													
		常勤換算後の人数(人)													
		基準上の必要人数(人)													
適合の可否															
従業者の職種及び員数		医師	精神科 医師		薬剤師		栄養士		作業療法士		精神保健 福祉士等		介護支援 専門員		
															専従
		常勤(人)													
		非常勤(人)													
		基準上の必要人数(人)													
		適合の可否													
設置基準上の数値記載項目等					基準上の必要数値				適合の可否						
病室	1室の最大病床数		床		床以下										
	入院患者1人当たり 最小床面積		平方メートル		平方メートル以上										
老人性認知症疾患療養病棟 の用に供される部分		平方メートル		平方メートル以上											
廊下	片廊下の幅		メートル		メートル以上										
	中廊下の幅		メートル		メートル以上										
生活機能回復訓練室の面積		平方メートル		平方メートル以上											
デイルーム及び面会室の合計面積		平方メートル		平方メートル以上											
食堂の面積		平方メートル		平方メートル以上											

- 注 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）
 - (2) 施設の使用許可証（当該施設が国の開設する施設であるときは、使用承認書）の写し
 - (3) 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要を記載した書類
 - (4) 建物の構造概要を記載した書類及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書類
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類
 - (9) 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類
 - (10) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第138条第1項第16号に規定する誓約書
 - (11) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 - (12) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類
 - (13) 当該指定介護療養型医療施設サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定介護療養型医療施設サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第2条関係） 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書

指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書									
年 月 日									
愛媛県知事		様							
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）									
申請者									
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）									
⑩									
		介護保険事業者番号							
代表者	氏 名			住所	（郵便番号 - ）				
	職 名								
	生年月日								
事業所	名 称								
	所 在 地	（郵便番号 - ）							
利用者の推定数	要介護者								人
	要支援者								人
	合 計								人
利用者の定員		変 更 前			変 更 後				
		人			人				
協力医療機関	名 称		診療科名						
	名 称		診療科名						
	名 称		診療科名						

- 注 1 協力医療機関がある場合は、「協力医療機関」の欄に併せて記入すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 建物の構造概要を記載した書類及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書類
 - (2) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (3) 業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合にあっては、受託事業者及びその事業所の名称及び所在地を記載した書類並びに当該委託契約書の写し
 - (4) 協力医療機関（協力歯科医療機関を含む。）との契約の内容を記載した書類
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県立高等技術専門学校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立高等技術専門学校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門学校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条 省略 <u>（普通課程の訓練基準）</u></p> <p>第 2 条 愛媛県立高等技術専門学校条例（昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>訓練の対象者については、学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。</u></p> <p>(2) <u>訓練の実施方法については、通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>訓練期間については、中学校卒業者等を対象とする場合にあっては 2 年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては 1 年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあっては 2 年以上 4 年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては 1 年以上 4 年以下で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間であること。</u></p> <p>(4) <u>訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数については、訓練を行う 1 単位につき50人以下であること。</u></p> <p>(5) <u>職業訓練指導員については、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。</u></p> <p>(6) <u>試験については、学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間 1 年以内ごとに 1 回行うこと。ただし、最終の回の試験は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第21条第 1 項の規定による技能照査をもつて代えることができること。</u></p> <p><u>（短期課程の訓練基準）</u></p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 2 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>訓練の対象者については、職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。</u></p> <p>(2) <u>訓練の実施方法については、通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</u></p>	<p>第 1 条 省略</p>

(3) 訓練期間については、6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、1年)以下で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間であること。

- 第4条 省略
第5条 省略
第6条 省略
第7条 省略
第8条 省略
第9条 省略
第10条 省略

(入校選考料等を徴収しない訓練科)

第11条 条例第8条第1項

に規定する規則で定める訓練科は、第1条第2項の規定による普通課程の訓練科とする。

- 第12条 省略
第13条 省略
第14条 省略

(受講料)

第15条 条例第9条第2項の規定に基づく受講料の額は、教材費等の実費を勘案して校長が定める。

2 省略

(入寮)

第16条 省略

2 条例第10条第2項の規定に基づく寄宿舎料の額は、光熱水費の実費を勘案して校長が定める。

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

別表(第1条関係)

Table with 6 columns: Name, Training Type, Course, Training Subject, Training Staff, Training Period. Rows include Aikawa University of Technology and Aikawa University of Technology.

様式第1号(第4条関係) 入校願書

Application form layout for Aikawa Prefecture Income Certificate, photo attachment, and other fields.

- 第2条 省略
第3条 省略
第4条 省略
第5条 省略
第6条 省略
第7条 省略
第8条 省略

(入校選考料等を徴収しない訓練科)

第9条 愛媛県立高等技術専門学校条例(昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。)第4条第1項に規定する規則で定める訓練科は、第1条第2項の規定による普通課程の訓練科とする。

- 第10条 省略
第11条 省略
第12条 省略

(受講料)

第13条 条例第5条第2項の規定に基づく受講料の額は、教材費等の実費を勘案して校長が定める。

2 省略

(入寮)

第14条 省略

2 条例第6条第2項の規定に基づく寄宿舎料の額は、光熱水費の実費を勘案して校長が定める。

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

別表(第1条関係)

Table with 6 columns: Name, Training Type, Course, Training Subject, Training Staff, Training Period. Rows include Aikawa University of Technology and Aikawa University of Technology.

様式第1号(第2条関係) 入校願書

Application form layout for Aikawa Prefecture Income Certificate, photo attachment, and other fields.

省略	
最 終 学 歴	年 月 卒業・修了・中退 (科) 卒業・修了見込
省略	
	省略

注 1～4 省略

5 入校選考料が必要となる訓練科への入校を希望する者は、
入校願書に入校選考料として所定の額の愛媛県収入証紙を貼
付する こと。

様式第 2 号 (第 6 条関係) 省略

様式第 3 号 (第 7 条関係) 省略

省略	
最 終 学 歴	年 月 卒業____・中退 (科) 卒業見込_____
省略	
	省略

注 1～4 省略

5 入校選考料が必要となる訓練科への入校を希望する者は、
入校願書に入校選考料として所定の額の愛媛県収入証紙をち
よう付すること。

様式第 2 号 (第 4 条関係) 省略

様式第 3 号 (第 5 条関係) 省略

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県土地改良法施行細則（昭和40年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(土地改良事業の認可申請等)</p> <p>第 7 条 法第48条第 1 項、第85条第 1 項、第85条の 3 第 1 項及び第 6 項並びに第95条第 1 項 _____ の規定により土地改良事業の認可を受け、又は申請 _____ をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書 _____ を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(事業計画変更の認可申請)</p> <p>第 8 条 法第48条第 1 項及び第95条の 2 第 1 項の規定により事業計画変更の認可を受けようとするときは、土地改良事業変更認可申請書 (様式第 8 号) を知事に提出しなければならない。</p> <p>(事業廃止の認可申請)</p> <p>第 9 条 法第48条第 1 項及び第95条の 2 第 1 項の規定により事業廃止の認可を受けようとするときは、土地改良事業廃止認可申請書 (様式第 9 号) を知事に提出しなければならない。</p> <p>(農業集落排水施設整備事業の認可申請)</p>	<p>(土地改良事業の認可申請等)</p> <p>第 7 条 法第48条第 1 項、第85条第 1 項、第85条の 3 第 1 項及び第 6 項、<u>第95条第 1 項並びに第96条の 2 第 1 項</u>の規定により土地改良事業の認可を受け、申請をし、又は協議をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書<u>又は協議書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>法第96条の 2 第 1 項の事業にあつては、市町土地改良事業施行協議書 (様式第 8 号)</u></p> <p>(事業計画変更の認可申請等)</p> <p>第 8 条 法第48条第 1 項、第95条の 2 第 1 項及び第96条の 3 第 1 項の規定により事業計画変更の認可を受け、又は協議をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書<u>又は協議書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第48条第 1 項及び第95条の 2 第 1 項の事業にあつては、土地改良事業変更認可申請書 (様式第 9 号)</u></p> <p>(2) <u>法第96条の 3 第 1 項の事業にあつては、市町土地改良事業計画変更協議書 (様式第10号)</u></p> <p>(事業廃止の認可申請等)</p> <p>第 9 条 法第48条第 1 項、第95条の 2 第 1 項及び第96条の 3 第 1 項の規定により事業廃止の認可を受け、又は協議をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書<u>又は協議書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第48条第 1 項及び第95条の 2 第 1 項の事業にあつては、土地改良事業廃止認可申請書 (様式第11号)</u></p> <p>(2) <u>法第96条の 3 第 1 項の事業にあつては、市町土地改良事業廃止協議書 (様式第12号)</u></p> <p>(農業集落排水施設整備事業の認可申請)</p>

第10条 法第57条の4第1項の規定により農業集落排水施設整備事業の認可を受けようとするときは、農業集落排水施設整備事業施行認可申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 省略

（応急工事計画の認可申請）

第11条 法第49条の規定により応急工事計画の認可を受けようとするときは、応急工事計画認可申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画の認可申請）

第12条 法第52条第1項（法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画の認可を受けようとするときは、換地計画認可申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画変更の認可申請）

第13条 法第53条の4第1項（法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画変更の認可を受けようとするときは、換地計画変更認可申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（管理規程の認可申請）

第14条 法第57条の2第1項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程設定認可申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

2 法第57条の2第3項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程変更（廃止）認可申請書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

（解散の認可申請）

第15条 法第67条第2項の規定により土地改良区解散の認可を受けようとするときは、土地改良区解散認可申請書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（合併の認可申請）

第16条 法第72条第2項の規定により土地改良区合併の認可を受けようとするときは、土地改良区合併認可申請書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（土地改良区連合の設立認可申請）

第17条 法第77条第2項の規定により土地改良区連合設立の認可を受けようとするときは、土地改良区連合設立認可申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（交換分合計画の認可申請）

第18条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定により交換分合計画の認可を受けようとするときは、交換分合計画認可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

省略

1 省略

2 土地改良事業施行認可年月日 _____ 及び番号 _____

第10条 法第57条の4第1項の規定により農業集落排水施設整備事業の認可を受けようとするときは、農業集落排水施設整備事業施行認可申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 省略

（応急工事計画の認可申請等）

第11条 法第49条（法第96条の4において準用する場合を含む。）の規定により応急工事計画の認可を受け、又は協議をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書又は協議書を知事に提出しなければならない。

(1) 法第49条の事業にあつては、応急工事計画認可申請書（様式第14号）

(2) 法第96条の4において準用する法第49条の事業にあつては、市町応急工事計画協議書（様式第15号）

（換地計画の認可申請）

第12条 法第52条第1項（法第96条及び法第96条の4 _____ において準用する場合を含む。）の規定により換地計画の認可を受けようとするときは、換地計画認可申請書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画変更の認可申請）

第13条 法第53条の4第1項（法第96条及び法第96条の4 _____ において準用する場合を含む。）の規定により換地計画変更の認可を受けようとするときは、換地計画変更認可申請書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（管理規程の認可申請）

第14条 法第57条の2第1項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程設定認可申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

2 法第57条の2第3項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程変更（廃止）認可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（解散の認可申請）

第15条 法第67条第2項の規定により土地改良区解散の認可を受けようとするときは、土地改良区解散認可申請書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（合併の認可申請）

第16条 法第72条第2項の規定により土地改良区合併の認可を受けようとするときは、土地改良区合併認可申請書（様式第21号）を知事に提出しなければならない。

（土地改良区連合の設立認可申請）

第17条 法第77条第2項の規定により土地改良区連合設立の認可を受けようとするときは、土地改良区連合設立認可申請書（様式第22号）を知事に提出しなければならない。

（交換分合計画の認可申請）

第18条 法第98条第8項、法第99条第1項及び法第100条第1項並びに法第100条の2第1項の規定により交換分合計画の認可を受けようとするときは、交換分合計画認可申請書（様式第23号）を知事に提出しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

省略

1 省略

2 土地改良事業施行認可（同意）年月日及び番号 _____

3・4 省略

注 省略

様式第7号(第7条関係)

農業協同組合等土地改良事業施行認可申請書

省略

注1 省略

2 次の書類を添付すること。

- (1) 規約(一人施行の場合にあつては、規準)
- (2)・(3) 省略
- (4) 総会の議決があつたことを証する書面(一人施行又は共同施行の場合にあつては、不要)
- (5) 省略

3 省略

3・4 省略

注 省略

様式第7号(第7条関係)

農業協同組合等土地改良事業施行認可申請書

省略

注1 省略

2 次の書類を添付すること。

- (1) 規約 _____
- (2)・(3) 省略
- (4) 総会の議決があつたことを証する書面(_____ 共同施行の場合にあつては、不要)
- (5) 省略

3 省略

様式第8号(第7条関係)

市町土地改良事業施行協議書

市町土地改良事業施行協議書	
年 月 日	
愛媛県知事 _____ 様	
協議者 名称及び代表者の氏名 印	
事 業 名	事 業
地 区 名	地 区
事業参加資格者	人(うち同意者 _____ 人)
事 業 費	円
添 付 書 類	(この欄に添付書類の名称を記入すること。)

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 条例
 - (2) 議決があつたことを証する書面
 - (3) 公告した事項を記載した書面
 - ア 公告書の写し
 - イ 土地改良事業計画の概要及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第6条の2第1項の場合にあつては、全体構成
 - ウ その他必要な事項
 - (4) 同意等があつたことを証する書面
 - ア 土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項に規定する土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意があつたことを証する書面
 - イ 土地改良法第96条の2第2項の土地改良区の同意があつたことを証する書面
 - ウ 土地改良法第96条の2第3項の同意があつたことを証する書面
 - エ 土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面
 - オ 土地改良法第96条の2第4項において準用する同法第5条第5項の意見を記載した書面
 - カ 土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第5条第6項の承認があつたことを証する書面
 - (5) 事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号(第8条関係)

土地改良事業計画変更認可申請書

省略

注1 省略

2 土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定による土地改良区が行う土地改良事業計画の変更(3の軽微な変更を除く。)の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1)~(6) 省略

3 省略

4 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業計画の変更(5の軽微な変更を除く。)の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 総会の議決があつたことを証する書面(一人施行又は共同施行の場合にあつては、不要)

(3) 公告した事項を記載した書面

ア・イ 省略

ウ 変更後の規約又は規準(規約又は規準を変更する必要がある場合)

(4)・(5) 省略

5 土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第48条第6項の省令で定める特に軽微な変更の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 変更後の規約又は規準(規約又は規準を変更する必要がある場合)

(5)~(8) 省略

6 省略

様式第9号(第8条関係)

土地改良事業計画変更認可申請書

省略

注1 省略

2 土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定による土地改良区が行う土地改良事業計画の変更(3の場合を除く。)の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1)~(6) 省略

3 省略

4 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業計画の変更(5の場合を除く。)の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 総会の議決があつたことを証する書面(共同施行の場合にあつては、不要)

(3) 公告した事項を記載した書面

ア・イ 省略

ウ 変更後の規約(規約を変更する必要がある場合)

(4)・(5) 省略

5 土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第48条第6項の省令で定める特に軽微な変更の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 変更後の規約(規約を変更する必要がある場合)

(5)~(8) 省略

6 省略

様式第10号(第8条関係)

市町土地改良事業計画変更協議書

市町土地改良事業計画変更協議書	
年月日	
愛媛県知事 様	
協議者 名称及び代表者の氏名 印	
事業名	事業
地区名	地区
同意年月日	年 月 日
同意番号	
変更事項	
添付書類	(この欄に添付書類の名称を記入すること。)

注1 次の書類を添付すること。

(1) 土地改良事業計画の変更事由を記載した書面

(2) 変更後の条例(条例を変更する必要がある場合)

(3) 議決があつたことを証する書面

(4) 公告した事項を記載した書面

ア 公告書の写し

イ 変更後の土地改良事業計画の概要及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第6条の2第1項に規定する場合にあつては、変更後の全体構成

ウ その他必要な事項

(5) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第2項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意があつたことを証する書面

イ 土地改良法第96条の3第2項の土地改良区の同意があつたことを証する書面

ウ 土地改良法第96条の3第3項の同意があつたことを証する書面

エ 土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

オ 土地改良法第96条の3第4項において準用する同法第5条第5項の意見を記載した書面

カ 土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第5条第6項の承認があつたことを証する書面

(6) 計画変更後に行う土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面

2 土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第6項の省令で定める特に軽微な変更の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 土地改良事業計画の変更事由を記載した書面

(2) 変更後の条例（条例を変更する必要がある場合）

(3) 議決があつたことを証する書面

(4) 変更後の土地改良事業計画の概要及び土地改良法施行規則第6条の2第1項に規定する場合にあつては、変更後の全体構成

(5) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第6項の参加する旨の申出があつたことを証する書面

イ 土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

ウ 土地改良法第96条の3第4項において準用する同法第5条第5項の意見を記載した書面

エ 土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第5条第6項の承認があつたことを証する書面

(6) 計画変更後に行う土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9号（第9条関係）

土地改良事業廃止認可申請書

省略

注1・2 省略

3 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の廃止の場合にあつては、次の書類を添付すること。

様式第11号（第9条関係）

土地改良事業廃止認可申請書

省略

注1・2 省略

3 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の廃止の場合にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 省略
 - (2) 総会の議決があつたことを証する書面（一人施行又は共同施行の場合にあつては、不要）
 - (3) 公告した事項を記載した書面
ア・イ 省略
ウ 変更後の規約又は規準（規約又は規準を変更する必要がある場合）
 - (4) 省略
- 4 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

- (1) 省略
 - (2) 総会の議決があつたことを証する書面（ _____ 共同施行の場合にあつては、不要）
 - (3) 公告した事項を記載した書面
ア・イ 省略
ウ 変更後の規約（規約 _____ を変更する必要がある場合）
 - (4) 省略
- 4 省略

様式第12号（第9条関係）

市町土地改良事業廃止協議書

市町土地改良事業廃止協議書	
年 月 日	
愛媛県知事 _____ 様	
協議者 名称及び代表者の氏名 _____ 印	
事 業 名	事 業
地 区 名	地 区
同意年月日	年 月 日
同意番号	
添付書類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 土地改良事業の廃止の事由を記載した書面
 - (2) 変更後の条例（条例を変更する必要がある場合）
 - (3) 議決があつたことを証する書面
 - (4) 公告した事項を記載した書面
ア 公告書の写し
イ 廃止する旨及び廃止の理由（現に2以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）
 - (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第2項に規定する廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意があつたことを証する書面
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13号 省略

様式第14号 省略

様式第15号（第11条関係）

市町応急工事計画協議書

市町応急工事計画協議書	
年 月 日	
愛媛県知事 _____ 様	
協議者 名称及び代表者の氏名 _____ 印	
事 業 名	事 業
地 区 名	地 区
災害発生年月日	年 月 日
事 業 費	円

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 応急工事計画を記載した書面

様式第12号 (第12条関係)

換地計画認可申請書

省略

注 1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 異種目換地及び特別換地の同意書(土地改良法(昭和24年法律第195号)第53条第1項ただし書(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意があつたことを証する書面をいう。)

(5) 創設換地を取得する者の同意書(土地改良法第53条の3第2項(同法第53条の3の2第2項(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意があつたことを証する書面をいう。)

(6) 公定計画証明書(土地改良法第53条の3第1項第2号口(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))に規定する計画において農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設の種類、位置及び規模が定められていることを証する書面をいう。)

3 省略

様式第13号 (第13条関係)

換地計画変更認可申請書

省略

注 1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 異種目換地及び特別換地の同意書(土地改良法(昭和24年法律第195号)第53条第1項ただし書(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意があつたことを証する書面をいう。)

(5) 創設換地を取得する者の同意書(土地改良法第53条の3第2項(同法第53条の3の2第2項(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意があつたことを証する書面をいう。)

(6) 公定計画証明書(土地改良法第53条の3第1項第2号口(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))に規定する計画において農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設の種類、位置及び規模が定められていることを証する書面をいう。)

3 省略

様式第14号 省略

様式第15号 省略

様式第16号 省略

様式第17号 省略

様式第18号 省略

(2) 土地改良事業を急速に行うことを必要とする事由を記載した書面

(3) 議決があつたこと証する書面

(4) 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第16号 (第12条関係)

換地計画認可申請書

省略

注 1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 異種目換地及び特別換地の同意書(土地改良法(昭和24年法律第195号)第53条第1項ただし書(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意をいう。)

(5) 創設換地を取得する者の同意書(土地改良法第53条の3第2項(同法第53条の3の2第2項において準用する場合を含む。)) (同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意をいう。)

(6) 公定計画証明書(土地改良法第53条の3第1項第2号口(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))に規定する計画をいう。)

3 省略

様式第17号 (第13条関係)

換地計画変更認可申請書

省略

注 1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 異種目換地及び特別換地の同意書(土地改良法(昭和24年法律第195号)第53条第1項ただし書(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意をいう。)

(5) 創設換地を取得する者の同意書(土地改良法第53条の3第2項(同法第53条の3の2第2項において準用する場合を含む。)) (同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))の同意をいう。)

(6) 公定計画証明書(土地改良法第53条の3第1項第2号口(同法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))に規定する計画をいう。)

3 省略

様式第18号 省略

様式第19号 省略

様式第20号 省略

様式第21号 省略

様式第22号 省略

様式第19号（第18条関係）

交換分合計画認可申請書

省略

注1・2 省略

3 申請者が農業協同組合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 土地改良法第100条第1項の同意があつたことを証する書面及び総会（総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の理事が組織する会議）の議事録の謄本

(3)・(4) 省略

4・5 省略

様式第23号（第18条関係）

交換分合計画認可申請書

省略

注1・2 省略

3 申請者が農業協同組合又は農地保有合理化法人 _____ の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 土地改良法第100条第1項の同意があつたことを証する書面及び総会（総会を置かない農地保有合理化法人 _____ にあつては、当該農地保有合理化法人 _____ の理事が組織する会議）の議事録の謄本

(3)・(4) 省略

4・5 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県農林水産研究所使用規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農林水産研究所使用規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

（愛媛県農林水産研究所使用規則の一部改正）

第1条 愛媛県農林水産研究所使用規則（昭和38年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（花き研究指導室及び東温研修地の休館日）</p> <p>第9条 花き研究指導室及び _____ 東温研修地 _____ の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) _____ 東温研修地にあつては、1月1日から5日まで及び12月27日から31日まで</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日に花き研究指導室及び東温研修地を使用させることがある。</p> <p>（花き研究指導室等の自由使用）</p> <p>第10条 花き研究指導室、展示研修施設及び東温研修地（以下「花き研究指導室等」という。）は、花き研究指導室の研修室及び展示研修施設の研修室並びに管理上支障がある部分を除き、自由に供する。</p>	<p>（花き研究指導室等の休館日）</p> <p>第9条 花き研究指導室及び展示研修施設並びに東温研修地（以下「花き研究指導室等」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 展示研修施設及び東温研修地にあつては、1月1日から5日まで及び12月27日から31日まで</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日に花き研究指導室等 _____ を使用させることがある。</p> <p>（花き研究指導室等の自由使用）</p> <p>第10条 花き研究指導室等 _____ は、花き研究指導室の研修室及び展示研修施設の研修室並びに管理上支障がある部分を除き、自由に供する。</p>

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第2条 愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）

省略

省略

愛媛県農林水産研究所林業研究センター

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録及び更新の登録の申請手続)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第31条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員とし、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法人である場合にあつては、その役員)を含む。次号において同じ。)の略歴を記載した書面</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 登録申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人)が法人である場合にあつては、登記事項証明書</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(登録事項の変更の届出の手続)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の屋外広告業登録事項変更届出書を提出する場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 条例第31条第1項第4号に掲げる事項の変更</p> <p>ア 法定代理人が個人である場合 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>イ 個人が新たに法定代理人となる場合 住民票の抄本又はこれに代わる書面、第16条第3項の誓約書及び同条第5項の略歴書</p> <p>ウ 法定代理人が法人である場合 登記事項証明書並びに新たに当該法人の役員となる者がある場合にあつては、当該役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面、第16条第3項の誓約書及び同条第5項の略歴書</p> <p>エ 法人が新たに法定代理人となる場合 登記事項証明書、役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面、第16条第3項の誓約書及び同条第5項の略歴書</p>	<p>(登録及び更新の登録の申請手続)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第31条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人)を含む。次号において同じ。)の略歴を記載した書面</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 登録申請者 _____ が法人である場合にあつては、登記事項証明書</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(登録事項の変更の届出の手続)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の屋外広告業登録事項変更届出書を提出する場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 条例第31条第1項第4号に掲げる事項の変更 住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに新たに法定代理人となる者がある場合においては、当該法定代理人に係る第16条第3項の誓約書及び同条第5項の略歴書</p>

(5) 省略

(許可手数料)

第30条 条例第47条第1項第1号の規定による手数料の額は、別表第4のとおりとする。

別表第4 (第30条、様式第2号関係) 省略

様式第2号 (第6条関係) 屋外広告物許可申請書 (表)

省略	
許 可 通 知 欄	省略
	省略
	許可手数料 (規則別表第4 に該当)
	省略

注 省略

(裏) 省略

様式第13号 (第16条関係) 屋外広告業登録(更新登録)申請書

省略	
ふりがな 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
省略	
3 申請者が法人である場合は、役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職氏名	省略
4 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所	ふりがな 氏 名 (法人の名称及び代表者の氏名)
	省略
5 法定代理人 が法人である場合は、その役員の職氏名	役 職 名 ・ 呼 称
	ふ り が な 氏 名
6 省略	

(5) 省略

(許可手数料)

第30条 条例第47条第1項第1号の規定による手数料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第4 (第30条 _____ 関係) 省略

様式第2号 (第6条関係) 屋外広告物許可申請書 (表)

省略	
許 可 通 知 欄	省略
	省略
	許可手数料 (規則別表第3 に該当)
	省略

注 省略

(裏) 省略

様式第13号 (第16条関係) 屋外広告業登録(更新登録)申請書

省略	
ふりがな 氏 名 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名)	
省略	
3 申請者が法人である場合は、役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 _____)の職氏名	省略
4 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の氏名 _____ 及び住所	ふりがな 氏 名
	省略
5 省略	

(愛媛県証紙貼付欄)

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 申請者(法人である場合にあつてはその役員とし、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法人である場合にあつては、その役員)を含む。)の略歴を記載した書面(様式第15号)
- (3) 申請者(法人である場合にあつてはその役員とし、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法人である場合にあつては、その役員)を含む。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (4) 申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人)が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (5)・(6) 省略

様式第14号(第16条、様式第13号関係) 誓約書

省略

登録申請者及び法定代理人並びにこれらの役員は、愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

省略

様式第15号(第16条、様式第13号関係) 略歴書

省略

(法人の役員・本人・法定代理人・法定代理人の役員)

省略

省略

注 省略

(愛媛県証紙ちよう付欄)

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人)を含む。)の略歴を記載した書面(様式第15号)
- (3) 申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人)を含む。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (4) 申請者 _____ が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (5)・(6) 省略

様式第14号(第16条、様式第13号関係) 誓約書

省略

登録申請者、その役員及び法定代理人 _____ は、愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

省略

様式第15号(第16条、様式第13号関係) 略歴書

省略

(法人の役員・本人・法定代理人 _____)

省略

省略

注 省略

(愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第2条 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和40年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第3条関係) 母子福祉資金貸付申請書</p> <p>様式第1号(その1)個人用</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>貸付申請者 氏名 ㊟</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>法定代理人 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟</p> </div> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>連帯保証人 氏名 ㊟</p> </div>	<p>様式第1号(第3条関係) 母子福祉資金貸付申請書</p> <p>様式第1号(その1)個人用</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>貸付申請者 氏名 ㊟</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>法定代理人 氏名 ㊟</p> </div> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>連帯保証人 氏名 ㊟</p> </div>

住所 氏名	㊞
省略	
省略	

(様式第1号(その1)の裏面) 省略

様式第1号(その2) 省略

様式第8号(第8条関係) 母子福祉資金増額申請書

省略

省略	
省略	
申請者 住所 氏名	㊞
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
法定代理人 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	㊞
省略	
連帯保証人 住所 氏名	㊞
住所 氏名	㊞
省略	
省略	

記載上の注意 省略

様式第9号(第9条関係) 母子福祉資金貸付継続申請書

省略

省略	
省略	
申請者 住所 氏名	㊞
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
法定代理人 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	㊞
省略	
連帯保証人 住所 氏名	㊞
住所 氏名	㊞
省略	
省略	

(注) 省略

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第3条 住民基本台帳法施行細則(平成14年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

住所 氏名	㊞
省略	
省略	

(様式第1号(その1)の裏面) 省略

様式第1号(その2) 省略

様式第8号(第8条関係) 母子福祉資金増額申請書

省略

省略	
省略	
申請者 住所 氏名	㊞
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
法定代理人 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	㊞
省略	
連帯保証人 住所 氏名	㊞
住所 氏名	㊞
省略	
省略	

記載上の注意 省略

様式第9号(第9条関係) 母子福祉資金貸付継続申請書

省略

省略	
省略	
申請者 住所 氏名	㊞
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
法定代理人 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	㊞
省略	
連帯保証人 住所 氏名	㊞
住所 氏名	㊞
省略	
省略	

(注) 省略

改 正 後

改 正 前

様式第2号(第3条関係) 本人確認情報開示請求書

様式第2号(第3条関係) 本人確認情報開示請求書

省略

氏名
(年 月 日生)男・女

請 求 者 住所
郵便番号
電話番号

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
法定代理人
郵便番号
電話番号

省略

省略

氏名
(年 月 日生)男・女

請 求 者 住所
郵便番号
電話番号

氏名

住所
法定代理人
郵便番号
電話番号

省略

様式第4号(第5条関係) 本人確認情報訂正(追加、削除)申出書

様式第4号(第5条関係) 本人確認情報訂正(追加、削除)申出書

省略

氏名
(年 月 日生)男・女

申 出 者 住所
郵便番号
電話番号

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
法定代理人
郵便番号
電話番号

省略

省略

氏名
(年 月 日生)男・女

申 出 者 住所
郵便番号
電話番号

氏名

住所
法定代理人
郵便番号
電話番号

省略

注 省略

注 省略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

媛県告示第657号)は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月30日

媛県知事 中 村 時 広

媛県告示第457号

清純な施設環境を保持しなければならない施設(昭和46年8月愛

媛県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山3002番から 同町上山2957番3地先まで	旧	メートル 3.5~29.0	キロメートル 0.256	
			新	14.0~110.0	0.230	
"	"	四国中央市新宮町上山707番から 同町上山683番まで	旧	3.7~13.0	0.218	
			新	10.5~18.2	0.207	

○愛媛県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山1005番2から 同町上山997番5まで	旧	メートル 3.7~6.2	キロメートル 0.140	
			新	12.6~16.7	0.135	
"	"	四国中央市新宮町上山2番6から 同町上山1番10まで	旧	3.6~12.1	0.080	
			新	8.3~12.1	0.080	
"	"	四国中央市寒川町字寒川山乙254番59	旧	13.0~18.0	0.048	
			新	19.0~32.0	0.048	
"	"	四国中央市具定町字日之尾山乙64番35	旧	14.0~18.0	0.044	
			新	20.0~29.0	0.044	

○愛媛県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山1005番2から 同町上山997番5まで	平成24年 3月30日
"	"	四国中央市新宮町上山2番6から 同町上山1番10まで	"
"	"	四国中央市寒川町字寒川山乙254番59	"
"	"	四国中央市具定町字日之尾山乙64番35	"

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令

愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（研修区分） 第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修、指導者養成研修、出前講座、市町職員研修及び部局研修の区分によつて行う。	（研修区分） 第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修、 <u>専門研修</u> 、市町職員研修及び部局研修の区分によつて行う。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

保 健 福 祉 部
中 予 地 方 局
子 ども 療 育 セ ン タ ー

愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（平成19年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（専決事項） 第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 (1)～(7) 省略 (8) 愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号。以下「規則」という。）第6条ただし書、第15条ただし書、第24条ただし書、 <u>第33条ただし書及び第41条ただし書</u> の規定による入所又は <u>通所</u> の期間の変更に関する事。 (9) 規則第8条、第17条、第26条、 <u>第35条及び第43条</u> の規定による入所又は <u>通所</u> の可否の決定及び <u>契約</u> の締結に関する事。 (10) 規則第11条、第20条、 <u>第29条、第37条及び第45条</u> の規定による契約の解除及び退所処分に関する事。 (11) 規則第50条、 <u>第52条及び第53条</u> の規定によるセンターの施設、附属設備及び備品の利用の許可及び利用の変更の許可並びに利用の許可の取消し等に関する事。 (12) 省略	（専決事項） 第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 (1)～(7) 省略 (8) 愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号。以下「規則」という。）第6条ただし書、第15条ただし書、第24条ただし書及び <u>第36条ただし書</u> の規定による入所又は <u>通園</u> の期間の変更に関する事。 (9) 規則第8条、第17条、第26条 <u>及び第38条</u> の規定による入所及び <u>通園</u> の可否の決定 <u>並びに契約</u> の締結に関する事。 (10) 規則第11条、第20条 <u>及び第29条</u> の規定による契約の解除及び退所処分に関する事。 (11) 規則第42条、第44条 <u>及び第45条</u> の規定によるセンターの施設、附属設備及び備品の利用の許可及び利用の変更の許可並びに利用の許可の取消し等に関する事。 (12) 省略

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																											
（学級編制及び変更の届出手続）				（学級編制及び変更の協議手続）																											
<p>第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定により、学級編制を行ったとき、又は届け出た学級編制を変更したときは、その理由を具し、様式第5号による学級編制表を添えて、</p> <p>_____</p> <p>_____ 県委員会に届け出なければならない。</p>				<p>第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定によつて、学級を編制し又はこれを変更しようとする _____ ときは、その理由を具し、様式第5号による学級編制表を添えて、<u>新たな学年にかか</u>るものにあつては2月10日までに、学年の中途にかか<u>るものにあ</u>つては速やかに県委員会に<u>協議</u>しなければならない。</p>																											
<p>様式第5号（第15条関係） <u>小・中学校学級編制表</u></p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>年度届出済編制</td> <td>年度届出(変更)編制</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				年度	年度届出済編制	年度届出(変更)編制	省略	省略				省略				<p>様式第5号（第15条関係） _____</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>年度同意済編制</td> <td>年度同意(変更)編制</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				年度	年度同意済編制	年度同意(変更)編制	省略	省略				省略			
年度	年度届出済編制	年度届出(変更)編制	省略																												
省略																															
省略																															
年度	年度同意済編制	年度同意(変更)編制	省略																												
省略																															
省略																															
<p>注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>2 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>				<p>注</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>翌年度編制表の場合は、（変更）の2字をまつ消すこ</u>と。</p>																											

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第19号）第1条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第5条前段の規定により市町又は学校組合の教育委員会が最初に届け出る学級編制に係る改正後の学校教育法施行細則様式第5号の規定の適用については、同様式中「年度届出済編制」とあるのは、「年度同意済編制」とする。

○愛媛県教育委員会規則第3号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和49年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 （第3条関係）		別表 （第3条関係）	
職名	支給額	職名	支給額

甲板員 _____	省略

省略	

甲板長	4,400円
操機長	3,000円
冷凍長	3,900円
司厨長	3,600円
甲板員（校長があらかじめ指定する者に限る。）	3,300円
甲板員（校長があらかじめ指定する者を除く。）	省略
省略	

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第4号

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則

（県立学校における授業料等減免規則の一部改正）

第1条 県立学校における授業料等減免規則（昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第1号（第5条関係） 授業料減免申請書</p> <p>省略</p> <p>住 所</p> <p>氏 名（法人にあつては、<u>名称及び代表者の氏名</u>） ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1 保護者又はこれに代わる者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第2号（第5条関係） 授業料減免調書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td>氏 名（法人にあつては、<u>名称及び代表者の氏名</u>） ㊟</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 不要の文字は、抹消すること。</p>	省略	省略	省略	住所		氏 名（法人にあつては、 <u>名称及び代表者の氏名</u> ） ㊟	省略		<p>様式第1号（第5条関係） 授業料減免申請書</p> <p>省略</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 _____ ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1 _____ 記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第2号（第5条関係） 授業料減免調書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td>氏 名 _____ ㊟</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>注1 申請者は、_____ 記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>2 省略</p>	省略	省略	省略	住所		氏 名 _____ ㊟	省略	
省略	省略																
省略	住所																
	氏 名（法人にあつては、 <u>名称及び代表者の氏名</u> ） ㊟																
省略																	
省略	省略																
省略	住所																
	氏 名 _____ ㊟																
省略																	

（学校教育法施行細則の一部改正）

第2条 学校教育法施行細則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
様式第6号（第28条関係） <u>特別支援学校に就学すべき者の報告</u>							様式第6号（第28条関係）_____						
省略							省略						
児 童 生 徒					保 護 者		児 童 生 徒					保 護 者	
氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所	入学前 の 経 歴	氏 名 <u>（法人にあ つては、名 称及び代表 者の氏名）</u>	住 所	氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所	入学前 の 経 歴	氏 名 _____	住 所 _____
省略							省略						
注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。							注						
2 省略							1 省略						
3 省略							2 省略						

（愛媛県立学校学則の一部改正）

第3条 愛媛県立学校学則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第2号（第9条関係） <u>誓約書</u>		様式第2号（第9条関係）_____	
省略		省略	
保証人 （親権者）後見人 住 所 氏 名（法人にあつては、 <u>名称及び代表者の氏名</u> ） [㊞]		保証人 （親権者）後見人 住 所 氏 名 _____ _____ [㊞]	
省略		省略	
私は、この度 本校に入学しました上は、必ず学則に従い、校則を守り、生徒としての本分を守ることを保証人と連署の上誓約します。		私は、 <u>このたび</u> 本校に入学しました上は、必ず学則に従い、校則を守り、生徒としての本分を守ることを保証人と連署の上誓約します。	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。			

（愛媛県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正）

第4条 愛媛県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第1号（第2条関係） <u>愛媛県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書</u>		様式第1号（第2条関係）_____	
省略		省略	
本人との続柄 氏 名（法人にあつては、 <u>名称及び代表者の氏名</u> ） [㊞]		本人との続柄 氏 名 _____ _____ [㊞]	
愛媛県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号）第2条の規定により、修学奨励資金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		愛媛県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則 _____ 第2条の規定により、修学奨励資金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
省略		省略	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1123

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1 ）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（漁労手当）</p> <p>第17条 条令第26条に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 等機関士、2 等航海士及び 2 等機関士</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>甲板長</td> <td><u>4,400円</u></td> </tr> <tr> <td>操機長</td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>冷凍長</td> <td><u>3,900円</u></td> </tr> <tr> <td>甲板員</td> <td><u>3,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	手当の額	省略		1 等機関士、2 等航海士及び 2 等機関士	省略	甲板長	<u>4,400円</u>	操機長	<u>3,000円</u>	冷凍長	<u>3,900円</u>	甲板員	<u>3,300円</u>	<p>（漁労手当）</p> <p>第17条 条令第26条に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 等機関士、2 等航海士及び 2 等機関士</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	手当の額	省略		1 等機関士、2 等航海士及び 2 等機関士	省略
職 名	手当の額																				
省略																					
1 等機関士、2 等航海士及び 2 等機関士	省略																				
甲板長	<u>4,400円</u>																				
操機長	<u>3,000円</u>																				
冷凍長	<u>3,900円</u>																				
甲板員	<u>3,300円</u>																				
職 名	手当の額																				
省略																					
1 等機関士、2 等航海士及び 2 等機関士	省略																				

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第17条の規定は、平成24年 1月13日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1124

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43 ）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																											
<p>別表第15（第 4 条関係）</p> <p>医療職給料表(□)級別資格基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="3">職 務 の 級</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬剤師及び獣医師</td> <td>大学 6 卒</td> <td></td> <td></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>大学 卒</td> <td></td> <td><u>0</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">薬剤師及び獣医師</td> <td>大学 卒</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>大学 卒</td> <td></td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	学歴免許等	職 務 の 級			1 級	2 級	3 級	薬剤師及び獣医師	大学 6 卒			<u>2</u>	大学 卒		<u>0</u>	<u>2</u>	薬剤師及び獣医師	大学 卒			5	大学 卒		0	5	<p>別表第15（第 4 条関係）</p> <p>医療職給料表(□)級別資格基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="3">職 務 の 級</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬剤師及び獣医師</td> <td>大学 卒</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>大学 卒</td> <td></td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	学歴免許等	職 務 の 級			1 級	2 級	3 級	薬剤師及び獣医師	大学 卒			5	大学 卒		0	5
職 種			学歴免許等	職 務 の 級																																								
	1 級	2 級		3 級																																								
薬剤師及び獣医師	大学 6 卒			<u>2</u>																																								
	大学 卒		<u>0</u>	<u>2</u>																																								
薬剤師及び獣医師	大学 卒			5																																								
	大学 卒		0	5																																								
職 種	学歴免許等	職 務 の 級																																										
		1 級	2 級	3 級																																								
薬剤師及び獣医師	大学 卒			5																																								
	大学 卒		0	5																																								

省略				
歯科衛生士	短大3卒		1	5
		0	1	6
	短大2卒		2.5	5
		0	2.5	8
省略				
省略				

備考

- 1 省略
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一・二 省略	
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 省略
	五・六 省略	
2～4 省略		

備考 省略

別表第23（第10条関係）

行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
----	----	-------	-----

	短大卒		2.5	5
		0	2.5	8
省略				
歯科衛生士	短大卒		2.5	5
		0	2.5	8
	省略			
省略				

備考

- 省略

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一・二 省略	
	三 専門職学位課程修了	— 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は _____ 獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 省略
	五・六 省略	
2～4 省略		

備考 省略

別表第23（第10条関係）

行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
----	----	-------	-----

とする業務に従事するもの及び獣医師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第26(第10条関係)

医療職給料表(一)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	1 級39号給
	大 学 6 卒	1 級15号給
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 級 3号給

備考 省略

別表第27(第10条関係)

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級17号給
	大 学 卒	2 級 3号給
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級17号給
	修 士 課 程 修 了	2 級11号給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 3 卒	1 級19号給
診 療 ツ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級13号給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 3 卒	1 級19号給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 卒	1 級13号給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 卒	1 級13号給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 3 卒	1 級19号給
理 学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 3 卒	1 級19号給
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 3 卒	1 級19号給
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 3号給
	短 大 3 卒	1 級19号給
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級19号給
	短 大 2 卒	1 級13号給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 9号給
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級13号給
	高 校 卒	1 級 3号給
あ ん 摩 マ ツ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級19号給
	短 大 2 卒	1 級13号給
は り 師 き ゆ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	1 級19号給
	高 校 卒	1 級 3号給

獣医師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第26(第10条関係)

医療職給料表(一)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	1 級37号給
	大 学 6 卒	1 級13号給
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 級 1号給

備考 省略

別表第27(第10条関係)

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 卒	2 級 1号給
	大 学 6 卒	2 級13号給
獣 医 師	修 士 課 程 修 了	2 級 9号給
	大 学 卒	2 級 1号給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 3 卒	1 級17号給
診 療 ツ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級11号給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 3 卒	1 級17号給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 卒	1 級11号給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 卒	1 級11号給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 3 卒	1 級17号給
理 学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 3 卒	1 級17号給
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 3 卒	1 級17号給
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 1号給
	短 大 3 卒	1 級17号給
歯 科 衛 生 士	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7号給
	短 大 卒	1 級11号給
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級 1号給
あ ん 摩 マ ツ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級17号給
	短 大 2 卒	1 級11号給
は り 師 き ゆ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	1 級17号給
	高 校 卒	1 級 1号給

そ の 他	短 大 卒	1 級13号給
	高 校 卒	1 級 3号給

備考 1 医療職給料表(□)級別資格基準表の備考第1項に規定する職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考第1項の規定を準用する。

2 医療職給料表(□)級別資格基準表の備考第2項に規定する者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第28 (第10条関係)

医療職給料表(□)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 及 び 助 産 師	大 学 卒	2 級13号給
	短 大 3 卒	2 級 7号給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 7号給
	短 大 2 卒	2 級 3号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 3号給

備考 1・2 省略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級17号給、「短大2卒」にあつては2級11号給とする。

別表第29 (第10条関係)

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博 士 課 程 修 了	2 級43号給
	修 士 課 程 修 了	2 級27号給
	専 門 職 学 位 課 程 修 了	
	大 学 卒	2 級15号給
講 師、助 教 諭 及 び 養 護 助 教 諭	短 大 卒	2 級 5号給
	大 学 卒	1 級23号給
	短 大 卒	1 級13号給
	高 校 卒	1 級 3号給

備考 省略

別表第30 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博 士 課 程 修 了	2 級31号給
	修 士 課 程 修 了	2 級15号給
	専 門 職 学 位 課 程 修 了	
	大 学 卒	2 級 3号給
助 教 諭、養 護 助 教 諭、講 師、実 習 助 手 及 び 寄 宿 舎 指 導 員	短 大 卒	1 級13号給
	大 学 卒	1 級23号給
	短 大 卒	1 級13号給
	高 校 卒	1 級 3号給

そ の 他	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級 1号給

備考 医療職給料表(□)級別資格基準表の備考に規定する職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

別表第28 (第10条関係)

医療職給料表(□)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 及 び 助 産 師	大 学 卒	2 級11号給
	短 大 3 卒	2 級 5号給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 5号給
	短 大 2 卒	2 級 1号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1号給

備考 1・2 省略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第29 (第10条関係)

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博 士 課 程 修 了	2 級41号給
	修 士 課 程 修 了	2 級25号給
	専 門 職 学 位 課 程 修 了	
	大 学 卒	2 級13号給
講 師、助 教 諭 及 び 養 護 助 教 諭	短 大 卒	2 級 3号給
	大 学 卒	1 級21号給
	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級 1号給

備考 省略

別表第30 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博 士 課 程 修 了	2 級29号給
	修 士 課 程 修 了	2 級13号給
	専 門 職 学 位 課 程 修 了	
	大 学 卒	2 級 1号給
助 教 諭、養 護 助 教 諭、講 師、実 習 助 手 及 び 寄 宿 舎 指 導 員	短 大 卒	1 級11号給
	大 学 卒	1 級21号給
	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級 1号給

備考 省略

別表第33（第22条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～112	省略							
113		57	省略					
114～116	省略							
117		58						
118		58						
119・120	省略							
121		59						
122		59						
123		59						
124	省略							
125		60						

2～8 省略

備考 省略

別表第33（第22条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～112	省略							
113		58	省略					
114～116	省略							
117		59						
118		59						
119・120	省略							
121		60						
122		60						
123		60						
124	省略							
125		61						

2～8 省略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1125号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1027）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（切替日以降に第1号から第4号までに掲げる場合に該当することとなった職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定</p>	<p>（平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（切替日以降に第1号から第4号までに掲げる場合に該当することとなった職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定</p>

対象職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員である者を除く。）にあっては当該各号に定める額に100分の99.16を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表(一)等適用職員」という。）を除く。以下同じ。）である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者又は医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員以外の職員である者を除く。）にあっては当該各号に定める額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）附則第15項の表又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が職員給与条例附則第15項の表又は教育職員給与条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「減額対象職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 省略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（減額対象職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 省略

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受け

対象職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員である者を除く。）にあっては当該各号に定める額に100分の99.16を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表(一)等適用職員」という。）を除く。以下同じ。）である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者又は医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員以外の職員である者を除く。）にあっては当該各号に定める額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）附則第15項の表又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が職員給与条例附則第15項の表又は教育職員給与条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「減額対象職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額）

_____を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 省略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（減額対象職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額）

_____を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 省略

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受け

ることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.16を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（減額対象職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

ることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.16を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（減額対象職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額） _____ を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1126

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1118）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成24年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成24年3月30日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁（東京都）、神奈川県、大阪府又は兵庫県のパトロール官になるみちがあります。

1 受付期間等

受 付 期 間	平成24年4月3日（火）から4月23日（月）まで 郵送の場合は、平成24年4月23日（月）までの消印有効
受 付 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
第1次試験日	平成24年5月13日（日）

インターネットによる申込みは、4月3日（火）午前8時30分から4月16日（月）午後5時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
大 学 卒	愛 媛 県	53人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。	平成25年4月1日
	警 視 庁	3人程度		
	神 奈 川 県	3人程度		
	大 阪 府	8人程度		
	兵 庫 県	3人程度		
大 学 卒 特 別 募 集	愛 媛 県	12人程度		平成24年10月1日

大学卒の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができます。ただし、第1志望は必ず愛媛県とし、愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の試験区分や志望都府県の変更はできません。

3 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大 学 卒	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成25年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 特 別 募 集	ア 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成24年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成24年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和57年5月15日から平成3年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、「大学等」に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容													
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）													
	身体検査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長</td> <td>おおむね160cm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>おおむね47kg以上であること。</td> </tr> <tr> <td>胸囲</td> <td>おおむね78cm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> 基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。	項目	基準	身長	おおむね160cm以上であること。	体重	おおむね47kg以上であること。	胸囲	おおむね78cm以上であること。	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他
項目	基準															
身長	おおむね160cm以上であること。															
体重	おおむね47kg以上であること。															
胸囲	おおむね78cm以上であること。															
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。															
聴力	完全であること。															
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。															
	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。													
	作文試験	30点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）													

第2次試験	体力検査	-	<p>警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上 (左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>55cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。</p>	種 目	基 準	反復横とび	50回以上 / 20秒間	握力	45kg以上 (左右の平均)	上体起こし	25回以上 / 30秒間	垂直とび	55cm以上	腕立伏臥腕屈伸	30回以上	20mシャトルラン	65回以上	長座体前屈	45cm以上
	種 目	基 準																	
	反復横とび	50回以上 / 20秒間																	
握力	45kg以上 (左右の平均)																		
上体起こし	25回以上 / 30秒間																		
垂直とび	55cm以上																		
腕立伏臥腕屈伸	30回以上																		
20mシャトルラン	65回以上																		
長座体前屈	45cm以上																		
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																	
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。																	

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。
身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等は愛媛県のもです。他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	都府県名	試 験 日	試験会場	合格発表
第1次試験	愛媛県	平成24年5月13日(日) 午前 教養試験 午後 身体検査	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	5月下旬
	他の都府県			それぞれの都府県に直接問い合わせてください。
第2次試験	愛媛県	6月中旬	第1次試験に合格した者に通知します。	7月中旬
	他の都府県	8月中旬		それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。
また、合格した者には書面で通知します。

6 受験手続

- (1) 持参又は郵送による申込み

申込用紙の入手方法	直接入手する場合	郵便により交付を請求する場合	ダウンロードする場合
申込方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。	封筒の表に「警察官(男性・大卒)請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒(定型長形3号、90円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官(男性・大卒)申込み」と朱書きし、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。

受験票の交付	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日持参してください。
	郵送で申し込む場合	4月24日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、窓口で直接申し込む場合と同様に写真を貼って、試験当日持参してください。 受験票が5月2日(水)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成25年4月以降の、大学卒特別募集は平成24年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成25年3月末日までに、大学卒特別募集は平成24年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 警察官の昇任は、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給(現行給料月額198,047円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
愛媛県の第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	愛媛県の第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
愛媛県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	愛媛県の第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

申 込 み 先 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623

愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成24年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成24年 3月30日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間等

受付期間	平成24年 4月3日（火）から 4月23日（月）まで 郵送の場合は、平成24年 4月23日（月）までの消印有効
受付時間	午前 8時30分から午後 5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
第1次試験日	平成24年 5月13日（日）

インターネットによる申込みは、4月3日（火）午前 8時30分から 4月16日（月）午後 5時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限り、

また、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
大学卒	9人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。	平成25年 4月1日
大学卒特別募集	4人程度		平成24年10月1日

3 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和57年 4月2日から平成 7年 4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成25年 3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒特別募集	ア 昭和57年 4月2日から平成 6年 4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成24年 9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成24年10月1日の採用に応じられる者

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。	
			項目	基準
			身長	おおむね153cm以上であること。
			体重	おおむね43kg以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。			
聴力	完全であること。			

			その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	30点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
握力			25kg以上 (左右の平均)	
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40cm以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20mシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45cm以上			
		基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。		
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

5 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表
第1次試験	平成24年5月13日(日) 午前 教養試験 午後 身体検査	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	5月下旬
第2次試験	6月中旬	第1次試験に合格した者に通知します。	7月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。
また、合格した者には書面で通知します。

6 受験手続

- (1) 持参又は郵送による申込み

申込用紙の入手方法	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「警察官(女性・大卒)請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(定型長形3号、90円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要な事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。

申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官（女性・大卒）申込み」と朱書き、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、試験当日持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月24日（火）以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、窓口で直接申し込む場合と同様に写真を貼って、試験当日持参してください。 受験票が5月2日（水）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成25年4月以降の、大学卒特別募集は平成24年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成25年3月末日までに、大学卒特別募集は平成24年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 警察官の昇任は、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給（現行給料月額198,047円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を持参のうえ、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

10 問い合わせ先等

申 込 み 先 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（管理職手当の特例）</p> <p>4 省略</p> <p>5 当分の間、中央病院長に支給する管理職手当は、<u>第5条第2項の規定にかかわらず、140,900円とする。</u></p> <p>（給料の調整額）</p> <p>6 省略</p> <p>7 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、<u>管理職手当の支給を受ける職員（その職務の級が4級である者に限る。）</u>に対し、当該職員の次の表に掲げる公職に応じて同表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 職</th> <th style="text-align: center;">調整基本額</th> <th style="text-align: center;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央病院長</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">16,500円</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>病院長（中央病院長を除く。） 中央病院副院長 センター長（別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職に限る。）</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>病院副院長（中央病院副院長を除く。） センター長（別表第2右欄に掲げる区分が3種に該当する職に限る。）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	公 職	調整基本額	調整数	中央病院長	16,500円	3	病院長（中央病院長を除く。） 中央病院副院長 センター長（別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職に限る。）	2	病院副院長（中央病院副院長を除く。） センター長（別表第2右欄に掲げる区分が3種に該当する職に限る。）	1	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（管理職手当の特例）</p> <p>4 省略</p> <p>（給料の調整額）</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>
公 職	調整基本額	調整数									
中央病院長	16,500円	3									
病院長（中央病院長を除く。） 中央病院副院長 センター長（別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職に限る。）		2									
病院副院長（中央病院副院長を除く。） センター長（別表第2右欄に掲げる区分が3種に該当する職に限る。）		1									

附 則

この管理規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成23年10月18日付け第2311号愛媛県告示第1210号（道路の区域変更（一般国道378号））中

ページ	箇 所	誤	正
886	区間欄中 上から1段目	トビガウラ707番	トヨウラ707番
"	区間欄中 上から2段目	トビガウラ707番	トヨウラ707番

○正 誤

平成23年10月18日付け第2311号愛媛県告示第1211号（道路の供用開始（一般国道378号））中

ページ	箇 所	誤	正
886	供用開始の区 間欄中	トビガウラ707番	トヨウラ707番